

海外の市民活動

No. 2

1. 電力料金制度への挑戦

- (1) 公益事業制度の改革……………Reginald Stuart
- (2) 「住民消費者行動グループ」を組織しよう……………Ralph Nader
- (3) 「住民消費者行動グループ」のつくり方……………Public Citizen
- (4) 電気料金の値上げと闘うヴァージニア消費者会議

2. ストップ・ザ「原発」

- (1) シェラ・クラブと原子力発電……………Sierra Club
- (2) プルトニウム増殖炉計画に関するラルフ・ネーダーの証言
- (3) 原発の冒険……………ル・モンド紙
- (4) シェラ・クラブとは

3. ニュース・トピックス

- (1) フォード大統領、消費者保護庁設置法案に反対
 - (2) 怒れる農村「Rural America Inc.」の結成
 - (3) 「知る権利」法改正要求
 - (4) 「日本は我々から搾取している」—パプア・ニューギニアの主張—
 - (5) 消費者保護庁30対10で下院委員会を通過
 - (6) 大統領拒否権発動か？
-

海外市民活動情報センター

Information Center for Public Citizens

わたしたちが考えていること

よきにつけ悪しきにつけ、日本は国際社会の注目の的となっています。市民運動にとっても例外ではありません。とくに“公害国ニッポン”の市民運動によせられる世界の関心は大きいものです。また逆に、私たちも、程度の差こそあれ同じような困難のもとに市民の利益をまもるために日夜奮闘されている海外の市民運動に深い関心をよせています。しかしながら、この相互の思いを結ぶ紐帯は、いまのところ商業ベースの情報を除いては、ほとんどないというのが実情のようです。

私たちは、微力ではありますが、この結びつきを芽ぐませたいと「海外市民活動情報センター」を発足させました。そして商業ベースでは入手しえない優れた市民活動の情報をできるだけ数多く海外から収集し、これを必要とされる方々に役立てていただきたいと願っています。そして私たちもまた日本の市民活動の状況を海外の必要とされる友人、グループ、団体へ送り、真に市民サイドに立つ国際連帯の輪を拡げていきたいと念願しています。この願いが、この趣旨に賛同される方々のお力で息切れすることなく持続し、やがて木となり、花を咲かせ、鳥を宿らせることができれば、どんなに素晴らしいことでしょう。ぜひこの夢を実現させたいものです。

賛 同 者

アイウエオ順

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 青 山 貞 一 | 塚 本 しゅう子 (婦人展望) |
| 安 藤 栄 雄 (日本消費者連盟) | 寺 田 かつ子 (都地消連) |
| 綾 部 祐 助 | 徳 座 晃 子 (東京経済大学) |
| 岩 田 友 和 (内外消費者情報研究グループ) | 戸 田 義 明 (公害問題研究会) |
| 飯 島 愛 子 (IPPF・クアラランフル) | |
| 伊 藤 武 雄 (中国研究所) | 仲 井 富 (公害問題研究会) |
| 宇 井 純 (自主講座) | 中 谷 巖 |
| 大 崎 正 治 (国学院大学) | ナンシー・アンドリュース (大学院生) |
| 奥 田 孝 晴 (自主講座) | 野 村 かつ子 (日本消費者連盟) |
| 奥 沢 喜久栄 (公害問題研究) | ハドル・ノリ (公害問題研究) |
| 大 竹 慶 明 (大竹財団) | 平 島 郁 子 (主婦) |
| | 船 瀬 祐 助 |
| 勝 部 三枝子 (生活問題研究) | 福 井 京 子 (学生) |
| 加 納 き く (主婦) | 藤 沢 郁 子 (学生) |
| 紀 平 悌 子 (婦人有権者同盟会長) | 藤 田 英 彦 (牧師) |
| 國 弘 正 雄 (国際商科大学) | 松 岡 信 夫 (自主講座) |
| 久保田 裕 子 | 松 浦 直 樹 (学生) |
| 児 玉 勝 子 (婦人展望) | 松 村 昭 雄 (IPPF, ロンドン) |
| 清 水 経 義 (日米学生会議) | 松 井 やより (朝日新聞) |
| 鈴 木 了 一 (日本消費者連盟) | 山 内 郁 子 (婦人有権者同盟) |
| スパークス・ダグラス (バークレイ大学) | 横 山 桂 次 (中央大学) |
| 袖 井 林二郎 (評論家) | ライシュ・マイケル (エール大学) |
| | リフソン・トーマス (ハーバード大学) |
| 竹 内 直 一 (日本消費者連盟) | レフラー・ロバート (ハーバード大学) |
| 土 屋 喜三郎 (大竹財団) | 渡 辺 文 学 (公害問題研究) |

目 次

1. 電力料金制度への挑戦	
(1) 公益事業制度の改革…………… Reginald Stuart……………	1
(2) 「住民消費者行動グループ」を組織しよう Ralph Nader……………	7
(3) 「住民消費者行動グループ」のつくり方……………	
Public Citizen(Group)……………	10
(4) 電気料金の値上げと闘うヴァージニア消費者会議……………	21
2. ストップ・ザ“原発”	
(1) シェラ・クラブと原子力発電…………… Sierra Club……………	26
(2) プルトニウム増殖炉計画に関するラルフ・ネーダーの証言……………	47
(3) 原発の冒険…………… ル・モンド紙……………	60
(4) シェラ・クラブとは……………	61
3. ニュース・トピックス	
(1) フォード大統領 消費者保護庁設置法案に反対……………	65
(2) 怒れる農村 “Rural America Inc.” の結成……………	67
(3) 「知る権利」法改正要求……………	70
(4) 「日本は我々から搾取している」	
—パプア・ニューギニアの主張—	72
(5) 消費者保護庁30対10で下院委員会を通過……………	77
(6) 大統領拒否権発動か?……………	78

1. 電力料金制度への挑戦

(1) 公益事業制度の改革

—ウイスコンシン州における画期的な決定—

REGINALD STUART

ウイスコンシン州マディソン発

昨年8月、ウイスコンシン州公益事業委員会（同州の公益事業を取り締まる責務を負う機関）は、マディソン・ガス・電力会社に、料金体系を改めるよう命じた。この命令は、エネルギーの生産、供給に要する費用に比例した料金体系を目指すものである。今までは使用量が増大すればするほど、単位エネルギー当りの料金は、安くなっていた。

小さな電力会社に関する、あまり報ぜられることのなかった決定が、次第に発展しつつある公益事業制度改革運動における画期的なできごととなった。そして今後十年間のあいだには、この決定が全国の公益事業の取締官の命令に反映しそうである。

ここに2年間の審議と、さまざまな利益団体からの3,000ページにもわたる証言ののちに、公益事業委員会は以下のような規制の原則を採用することを2:1で評決したのだった。その原則とは、料金体系の構造及び、今まで主な関心事であった料金の水準を決定する際に発電所のピーク需要価格設定（peak-load pricing）と増分費用価格設定（incremental cost pricing）を取り入れる、というものである。

公益事業委員会は、マディソン・ガス会社からの1968年以来4度目の400万ドルの料金値上げの申請を認めはしたが、同会社の「逓減ブロック料金」（declining block rate）体系は否決した。この料金体系は、ほとんどの州でいまだに用いられているやり方で、エネルギーをすこししか使わな

い者が、大量のエネルギーを使う者よりも、単位エネルギー当り、より多くの料金を支払うというものである。

この料金体系にかわるものとして、「均一料金構造」(flat rate structure) が採用された。それによると、公益事業の利用者は、一定の基本料金に加えて使用した量の大小にかかわらず、消費したすべての電力量について、単位電力当りの料金率に基づいて、支払うのである。

3人で構成している委員会は、また、エネルギーの増分費用価格設定の原則を、料金決定政策の「試金石」として採用した。そしてその際に次のような見解を発表した。つまり、公益事業会社に最大のエネルギーを要求し、したがってその能力拡大を“先頭に立って、”要求する顧客(訳者注、つまり大口消費) が、その増大に伴う費用を支払うというものである。

この料金体系を用いるにはピーク需要価格設定を取り入れる必要がある。このピーク需要価格設定は、エネルギー需要が最も大きい時間(たいいては昼間) の使用にはより高い料金を課し、それ以外の時間の使用にはより低い料金(ピーク・オフ価格、 off-peak pricing) を課すものである。

他州でも、そのような公益事業制度の変革を検討してきた委員会はいくつかはあった。しかし、これらの改革をはっきり了解し、委員会を通して、改革の実行を命ずるようなものはなかった。

最初マディソン・ガス会社が2年以上も前に料金値上げの申請をした時、誰もが「いつものこと」と思った。普通の状態だったらば、委員会が公聴会を開き、その公聴会の決定を下すのに六ヶ月とはかからなかつただろう。公聴会の常として、参加者はマディソン・ガス会社とその支持者及び委員会のスタッフであった。

ところが、この申請はまもなく近年当地及びその他の地域において出された同じような料金値上げ申請の場合と同様、「いつものこと」どころではなくなった。消費者団体や、エネルギー資源保護主義者や、環境保護運動団体は、マディソン・ガス会社と公益事業委員会に、公益事業にたいするこれまでの

取り扱い方をやめて、新しく高度な、消費者の立場に立った取りくみかたをせよ、と要求した。

委員会の古手のメンバーである57才のアーサー・L・パドラット氏は次のように言った。「何が起ころうとしているのか予見できないわけではなかったが、問題の大きさと重大さに同調させられるようなものがわれわれの中にいたとは思えない」と。パドラット氏は1956年から公益事業の規制委員をしてきた人で、全国197人の州委員の中でも最も古参の十人の一人である。かれらはほとんどの州において電気・ガス・電話料金を決定し、さらにウィスコンシン州においては、鉄道、ウェスタン・ユニオン、水道・下水、自動車貨物輸送の料金までも決定しているのである。パドラット氏はマディソン・ガス会社の件では意見を異にした。

彼はこう主張している。「消費者運動家には決まり文句がある。これ以上払うのはいやだ、今でも十分高すぎる、というやつだ。」パドラット氏は更にこうつけ加えている。「環境保護運動はこれまで二つの事に焦点を合わせてきた。第一に原子力発電施設に対し、われわれが読んだあらゆる議論に基づいて反対のキャンペーンをはり、第二には、水及び大気の汚染、温排水公害をもたらすとして昔ながらの火力発電所の建設に反対している。高圧送電線にも反対している。だが一言で言えば、もし彼らの考えが通れば、どんなかたちの発電施設も作れない、という事になってしまうだろう。」

拡張を迎えるというのがマディソン・ガス会社の決定目標の一つであるが、これは環境法と消費者問題に経験のある36才の委員会議長ウィリアム・F・アイク氏と48才の委員会の新手のメンバー、リチャード・C・カディ氏によって発表された。カディ氏は法律家で、以前は自分の名をつかった精肉出荷会社の常勤役員をしていた。

「ピーク需要価格設定は消費量の増大を避けるための試みだ」と、アイク氏は語った。彼は審議の間になされた証言から次のようなことを納得したのだった。つまり、「ブロック料金構造を続けることによっては、エネルギー

資源浪費と電力の小口使用者に高いコストをおしつけるという昔ながらの問題を続けることにしかならないのだ」と。

同じようなことを気にしている委員の数が、任命または選挙によってえられる公益事業の規制分野で働く人の中に、だんだんふえてきている。

そのことは公益事業のあるものをおびやかしている。なぜなら先づ第一に今や事業は、この20年来やってきたのとはまるで逆の条件のもとで行わねばならないからである。

一例としてあげれば、マディソン・ガス・電力会社は、この最近の一件が起る以前は、公益事業委員会との間にどんな問題もおこしたことがなかった。1951年から1968年までの間に、電気料金をずっと同額に保つことが可能だったし、またその期間に何回かガス料金を実際に下げたこともあった。

しかしインフレと燃料のコストの上昇のために、公益事業は近年では、たびたびの料金値上げ、その他の解決策を捜さざるを得なくなってきた。

「広く経済をおおっているインフレが進行するにつれ、多くの公益事業は自動調整条項を彼等の料金表により広く適用しようというキャンペーンをはりはじめた」と、連邦動力委員会の主任経済学者であるハスケル・P・ワールド氏は指摘した。「ほとんどの会社は現在、購入した燃料コストにたいする調整条項をもっている。そしてある会社では、その調整条項を、税金や資本コスト、労働コストや、環境整備コスト、更にその他の容易に確認されるコストの構成部分にまで拡大、適用しようとしている。調整条項をここまで延長しようという最近の考え方は、電力保存に誘発された電力需要の減少を、自動料金調整によって補償しようとするものである。」

そのように自動調整条項を上記のように次々にパスしていくことが、はたして正当化されるのかどうかは、公益事業の取締官が、いま市民運動家によって尋ねられているもう一つの問題なのである。その解答は容易ではなく、取締官の仕事は次第にその魅力の多くを失いつつある。公益事業委員会の委員たちは、自分たちに期待される要求に満足を与えることはしだい

にむずかしくなってきたことがわかってきた。

「我々は、公益事業規制の歴史の中でも、最もひどい苦境に陥っている」と全国公益事業取締役官協会の顧問であるポール・ロジャース氏は述べた。同協会は公益事業取締役官のための情報交流の場となっている。

ある人々は、これほどまでに多くの特殊利益団体からの激しい反対の声に取締役官が答えられないのは、部分的には取締役官自身のせいだと言っている。

「取締役官たちは、むかしからの宗教に別れを告げることができなかった。彼等は、今日、彼等の家の戸口におしよせるいろいろなもの(事)の大洪水を処理できない。彼等は人手不足で、薄給で、もっと人員を必要としている」と公益事業持ち株会社であるアメリカ電力会社の齒に衣させぬ会長、ドナルド・O・クック氏は述べた。

料金値上げの要請に対し取締役官たちはすばやく答えられず、仕事をしくじったと感じている公益事業の幹部の数がだんだん多くなっているが、クック氏もその中の一人である。産業界ではこれを“取締役業務の遅延”と呼んでいる。

彼はまた、取締りの過程で積極的な役割りを果たそうとしている新しい特殊利益グループに対して、公益事業で多くの人々がもっているのと同じような見解をもっている。「委員たちはとても辛抱強く、通りからちよっとそれて入り込んでくる人に誰彼の別なく時間をさいている」と彼は述べた。

市民と公益事業との対立のために、規定改正は大きな政治的問題となり、そのまま何年も持ち込されそうである。コネティカット州では、次期知事のエラ・グラソ氏が政党綱領の重要な項目として、反公益事業運動を用いた。フロリダでは、州法務長官が州の取締役官を、公聴会を開かないで公益事業に燃料調製権を認めたのは法律無視だと非難した。そして報告によると、規制改革運動はほとんどすべての州で行われている。

ニューヨーク州とペンシルベニア州では、民主党知事が選ばれたが、公益事業と市場分析の専門家達は、“どういう種類の人間”が取締官に任命されるのか、気をもみながら見守っていると語っている。

また、州及び連邦の規制委員会の廃止を唱えるものもある。彼等は、新しく、地域レベルの規制機関を創設することを提唱し、その移行期間においては、連邦のより強い指導の下に業務がなされるべきだと主張している。

疾風のような活動の突然のもり上りにもかかわらず、規制改革運動がエネルギーの価格安定や、浪費の排除、大量使用者により多く支払わせること、新規の建設を遅らせることにたいし、いつたいどのようなインパクトをもつのか、まだ分らない。

「しかしながら、我々に分っているのは、安い電力の時代は終わったということだ」と、公益事業料金改正の問題で、いくつかの州の市民を動員した、ワシントンに本拠をおく、「一般の人々の利益を守る調査研究グループ」(PIRG)の理事マーテン・ロゴル氏は述べた。ロゴル氏は、人々はエネルギー価格に怒っている。そして不満を申したてるのに委員会には恰度いい場所だと思っている、と述べた。

「ことインフレに関する限り、“そのほかのいつたいどこに、自分がインパクトを与えうると考えられる場所があるのか?”、と市民は自問しているのだ」と。(NYT 1974, 12. 8)

(2) 「住民消費者行動グループ」を組織しよう

Ralph Nader

去年という年は、公益事業を利用する消費者にとって容易に忘れることのできない年だった。電力事業会社は年間要求を州の取り締り当局に申し出、結果として、総合的 2 ケタインフレを比較的やわらげさせる料金率に落ち着いた。公益事業料金は、1974 年上半期、55%ジャンプした。これは前年の上昇率 20%を優に上まわるものだった。なにもかも電気でやっている家庭では、電気料金の支払いが月々の月賦の支払いよりも多くなることにやがては気づくことになるだろう。そして電力事業会社は、資金不足を理由にいまなお料金値上げ要求を弁じつつけてはいるが、主要電力会社は資金難などとはいえぬ 15% (経常収入の) もの収益を昨年もくりかえした。

1974 年という年は、しかしながら、公益事業の利用者にとっていくつかの文字通りの発展を残した年であった。コネティカット州では、新しい知事が公益事業の改革を訴えるキャンペーンをはって選出された。ウイスコンシン、コネティカット、ロードアイランドの司法長官は燃料調整条項に挑戦する公約を前面に押し出して立候補し選出された。長年、消費者運動家や環境問題をやっている人たちは、電力会社が、産業用の大口顧客よりも家庭用電灯使用者により多くの料金を課すことにより、必要な燃料の保存努力を台なしにしてしまい、となじってきた。一般家庭の消費者は電力の 26%しか使わないのに、主要電力会社の歳入の 37%を賄っている。ところが大口使用者は電力の 35%も使用しているのに、歳入のわずか 23%しか払っていない。昨年、ウイスコンシン公益事業委員会はマディソン・ガス電力会社に価格表の改訂を要求した。その内容は、高い電力需要は非常に高きつく新しい工場を必要とするので、大産業のように、それを使用するものがそれらの工場のコストを支払うべきで、電力保存に努めてきた市民が負担するのは筋違いだというのである。だからウイスコンシンでは大口産業用電力料金が

家庭用電灯料金よりも急速に上っているのである。このことは、エネルギー節約計画を模索するための、一つの健全な刺激を業界に与えることになるだろう。つまり大口電力料金が高くなれば、最大限どこまでエネルギー浪費が可能かのハッキリした実現可能な目標が付き、企業にとっては健全な刺激となるのである。

依然として国内の電力会社は、消費者の金を料金を決めるのに必要なさまざまな手続きのための支払いにつかつたり、また会社が料金を吊り上げたいと思えばそれに伴う経費の支出に使ってきた。一方、環境保護団体は自分たちのもっている有形無形の力をつかいつくし、料金制度改革の援助のために寄附された何千万ドルもの金を支出してきた。電力会社を取締るプロセスに注ぎこまれた市民パワーは、組織化され、維持されねばならない。これが「一般の人々の利益を守るための全国調査グループ」(National Public Interest Research Group) が今年、州内の市民、市民グループと組んで、州規模の「住民消費者行動グループ」(Residential Utility Consumer Action Group, 以下RUCAG)の設立を提唱している理由なのである。居住で公益事業を利用する消費者が最も必要とするのは、フルタイムの弁護士や会計士、経済学者、エンジニア、保健の専門家、公益事業の家庭利用者の利益を促進するオルガナイザーなどの常勤スタッフをもつ組織である。州法または公益事業規則によって設立された。このような組織は、チェックオフを通して財政基礎を賄うことができる。公益事業の家庭利用者に送られてくる月々の請求書の中に、一枚のチェックオフ・カードが含まれていてもよいし、あるいは支払うべき料金の請求書に余白を設け、そこに任意の寄附を書き込めるようにしておいてもよい。

最低限度額をRUCAGに寄附する消費者は、誰でも会員に登録され、消費者理事会の理事の選出および全般的計画をどう展開するかについての一票を投ずることができる。理事会はスタッフの雇用、料金を定めるさまざまな手続過程への介入、消費者苦情の取り扱い、が常に彼等の活動をニュース・

レターや地域の集会で必ず消費者に使える責任をもつ、そして公益事業会社はチェックオフ寄附のための単なる集金機関としてのみ行動する。公益事業委員会は料金をきめるさまざまな手続の消費者負担を会社に認めているので、寄附の取り扱い業務にともなりほんのわずかな経費は、会社負担でも難なく吸収されることができる。

RUCAGはいつたい何をすることができるのだろうか？ いったいどういう問題と呼びかけようというのだろうか？ また何を要求すべきなのだろうか？ RUCAGは公益事業を利用する消費者にまつわる立法活動のすべてを監視することにかかわるだろう。RUCAGは、公益事業会社の諸経費、適正な利潤率および料金体系の説明を要求しながら、料金を決めるさまざまな手続き過程に不断に参画するだろう。RUCAGは、公害から、さらには、これまで真の消費者参加を排除してきたところの原子力発電所の用地選定にも及ぶ重要な諸決定にもかかわることになるだろう。

RUCAGはまた公益事業会社に課せられる燃料価格をも監視することができる。最近の連邦エネルギー庁(FEA)の発表によると、南部の公益事業会社は卸売業者や石油ブローカーどもによって法外な料金を請求されてきた。つまりFEAは、同じようなベテン価格がこの国のその他の地域にもあることをほのめかしたのだった。つり上ったコスト分を使用者に転嫁することを認める燃料調整条項を公益事業会社が握っている場合、彼等はより低い価格を仲介人から精力的に引き出そうとはしないだろう。RUCAGは、燃料価格が公正かどうかを決定するために、公益事業委員会が独自調査を行うことを要求することができる。そうすれば、ウィスコンシンの最大許容価格付けのような発展が普通になってくるだろう。そうすれば電力会社は、ひよわで捕虜(会社の)の身である公益事業委員たちを打ちまかすことはもはやできないだろう。

(1975・1・31, 「75年全米消費者大会基調報告の一節」)

(3) 「住民消費者行動グループ」のつくり方

Public Citizen
(Ralph Nader Group)

このハンドブックの項目と付録は、市民行動に一つのモデルを提供しよう
と企図されたものです。もちろん市民も団体も、それぞれの州、それぞれの
地域社会の要求に応じるのに都合のいい表現方法を用いなければならないで
しょう。ここに記した材料が、公益事業を市民の制御のもとに置こうと努め
る市民の案内役を果し、公益事業委員会をして消費者の要求に応えさせよう
と努める市民の道しるべとなることができれば幸いです。

A 問 題

もしある消費者が公益事業料金——電気、ガス、電話のいずれにせよ——
がずっと上りつづけていることに気が気でないとするればその人はいったいど
うすればよいのだろうか？ もし一人の消費者が公益事業会社のサービス低
下、不当な料金の請求、サービス停止など一つでも不満があるとするれば、
その不満をその人はどこへもっていけばよいのだろうか？

歴史的には、公益事業委員会は市民の必要を充すためにつくられたもので
す。最も重要なことは、公益事業委員会は一般の人々の利益を護り、公益事
業会社が過剰な独占的利潤をむさぼらないようにするために創られたものな
のです。公益事業委員会はみなさんの税金で、みなさんを護るために創られ
たものなのです（もっとも、二、三の例では、公益事業会社が委員会の財源
へ寄附を求められている事例はあるが）。

取り締りというものは一般にそういうものなのですが、公益事業委員会も
財政人材ともに十分であったためしはありません。また、委員会は一般の人
々の利益を護らねばならない筈なのにそれどころか、自分を取り締らねばな
らない利益集団を逆に護るという方向に動く傾向がありました。

加えて、多くの場合、消費者の不満の処理についても失敗を重ねてきました。正当な苦情をもつ消費者が自分の権利を要求し、それにたいする取り締り機関の強力な反応を求めると、却ってその消費者は“異常だ”とみなされることがあまりにも多かったです。

もし公益事業委員会が消費者利益を護らなかつたり、消費者のもつ問題に反応を示そうとすらしなければなら、消費者はどうすればよいのだろうか？ これまでのやり方は、自助の精神でやることでした。私たちは、この国が個々人の努力でかくも偉大になったということを屢々聞かされてきましたがこんにちでは、これら個々の人々の努力が結集される必要があります。個々人の努力は組織化され“公益事業を利用する住民消費者行動グループ” Residential Utility Consumers Action Group (RUCAG)へと結集される必要があるのです。

ある市民または市民グループが、電話、電気またはガス会社が公正にして妥当と考えられるよりも高い料金を課したと結論づけたとしましょう。では次にとる行動は？ 貴方ならどうするだろうか？ これまで、こうした質問に答えるパンフレットはありました。“環境問題行動財団” (The Environmental Action Foundation) は電力に関する112頁のパンフレットをつくり、市民が行動するうえでのさまざまな方法を記していますが、不幸にも電話やガスに関しては、これに類するパンフレットはまだ出ていません。

仮にこの問題を理解し、なすべきことが分ったとしても、弁護士や専門家への謝礼、訴訟の費用、反対運動のために市民を組織する費用はどうするのですか？ 全国の数多くの市民グループは、何度も何度も公聴会に出て料金値上げの要求に挑戦してきましたが、公聴会が終ってみると、せいぜい次の年まで値上げを見送るのが積の山です。会社は毎年値上げ申請をすることができます。しかし、一市民グループが一回の仲裁に何千ドルも支払って専門家をたのむことはできません。

ある人々が提案した解決策は “消費者問題法律相談局” (Office of Consumer Counsel) の設立でした。またある人々がその相談員を “人民の法律顧問” (People's Counsel) と呼んできました。このような一つの事務局をつくることは一つの解決策かもしれませんが。しかしながら、それは運動を持続的に前進させていく過程のなかで市民を捲きこんでいくことには役立ちません。確かにそれは一つの重要な特徴 — 公益事業を取り締るプロセスへと消費者の料金値上げの憂慮を制度化するという特徴をもってはいますが。

そういうオフィスがあなたの州でつくられたとしましょう。次に、二つの峠を越さねばなりません — 年間適正なベースで事務所をまかなっていく資金の供給をどうするか、“人民の法律顧問” にふさわしい人材の選択をどうするか、という二つの峠です。公益事業会社は伝統的に巨大な政治力をもっていて、州議会ないしは “人民の法律顧問” の人材を任命する知事を、たいていの場合、たやすく動かすことができます。

公益事業会社の影響力から独立するための一つの解決策は、RUCAGの創設と公共料金請求書のチェックオフ制度の確立です。主要な斗いは一度すればよいのです。もし公益事業会社をチェックオフに応じさせれば、毎年ロビー活動を組織する必要はないのです。電力会社を取締る継続的な行動に貴方の “代表” を送りこむのに必要な金が十分あるかどうか、誰が選ばれるかを腐心する必要もなくなります。あなたが、つまり住民で公益事業利用者であるあなたのみが、その人選を行うのです。あなたが、つまり住民で公益事業利用者であるあなたが、料金値上げ要求に挑戦する資金をつくる一つの手段をもつのです。あなたが、つまり住民で公益事業利用者であるあなたが資金を顧客にふり向けさせるように会社をし向ける — つまり会社をして集金代理機関として行動せしめるのです。そしてその集めた金は、不必要な拡張や不必要な宣伝、超過利潤をむさぼろうとする会社の貪欲を抑えるように用途が指定されるのです。

B RUCAGの機能

RUCAGは、伝統的な選挙手続きをとります。RUCAGのメンバー——つまり資金に最低額の金を寄附するすべての消費者は、毎年開かれる理事選挙でそれぞれ一票ずつ投票します。理事会はスタッフの雇用、料金取決め過程への介入、消費者の苦情処理などに責任をもちます。メンバーの資格はその地に居住する消費者——顧客の中でも料金とり決めに参加することのいちばんできにくい人々に限ります。メンバーは毎週、または毎月の家賃の中に電気料金が含まれているような住民消費者をも含むような規定をつくるべきです。その旨の告示を行い、RUCAGに加わりたければ加わるようにすべきです。

例外として考えられるのは、公益事業会社に雇用されている住民消費者です。これらの従業員には、当然利害の葛藤がつきまといまいます。消費者の利益よりも雇用者の意向にそった行動をとることがあるかもしれません。

公益事業会社は集金代行機関としてのみ行動します。ある定められた月に、消費者は請求書のほかに、自分が余分につけ加えたいと思う金額をチェックオフします（請求金額以外に余分のお金を寄附する）。そして厳重な会計監査のもとで、その公益事業会社はその余分のお金をきちんきちんとRUCAGの会計に移します。料金のほかに余分の金を寄附するかどうかは全く消費者の自由意志です。寄附をした人々の氏名リストも、消費者グループに会社から渡されます。報復的処置が予想されますので、公益事業会社はその氏名のコピーをとっておくことは禁じられます。もしそのリストを会社が保管していることが分れば、会社執行部のトップは罰金及び禁固をまぬがれません。

RUCAGはまた、その活動を市民に知らせるために、月毎の料金請求書に折り込みを一枚添付することが認められるべきです。

公益事業会社によって行われる帳簿の記帳業務にたいしては、手数料として、集金したお金の中からいくらか支払ってもよいかもしれません。あるいはまた、料金に関する公聴会費用は消費者負担であることを公益事業委員会

は認めているのですから、そんな手数料は払わなくてもよいとも考えられます。これは有益な一つの取引材料かもしれません。

このパンフレットに包含されるところのものは公益事業委員会に提出するための示唆的なモデル規定です。もし委員会の反応がなければ、そのモデル規定は一つの法令として提案されることもできます。付録Bは示唆的な定款であって、それによってRUCAGは自分を統治すればよいのです。付録Cは、RUCAGと自ら進んでチェックオフに賛成した会社（まあ、そんな会社はめったにないでしょうが）とのあいだに結ばれる一つのモデル契約です。

RUCAGの手順は簡単です——選挙が行われ、理事会がつくられ、専門職のスタッフが雇われます。どのように介入するか、計画されねばなりませんし、予算はあらゆるケースをカバーするよう組まれねばなりません。スタッフの時間はより大きな問題——公益事業会社の構造、その政治的姿勢と経費、広告宣伝の量と内容、新しい法制定の方向の必要性、より有効で安全なしかも信頼できる新しい技術の必要性、などの問題にふり向けられるべきです。

C 公益事業取締りの斗い

どんな政治斗争の成功例でも、最初のステップは人々を組織することです。組織づくりには、いかなる消費者、いかなる環境問題関係の人々、少数民族、婦人グループ、税制改革、その他か進歩的な変革を提唱してきた市民ならびに市民グループとも接触しなければなりません。これらのグループは、RUCAGの結成に必要な法の制定ないしは条例を確実に実施させるのにどうしても必要なのです。

組織化の努力の重要な一つの部分は、報道機関に適正に接近し、よい報道をさせることです。みなさんのしていただけることを一般の人々に伝えなければ、支持はえられません。できれば、組織グループのなかの誰かを報道関係担当者に割り当ててはどうでしょう。

先づ可能な最初のステップは、さまざまな公益事業会社の社長宛の手紙を仲間に書かせ、会社が自らすすんで協力を申し出、請求書にチェックオフの規定を設けるよう、たのむことです。影響力のある人を必ず仲間に加えること。そうすれば手紙を発送しても、新聞記者会見をしても、報道機関は反応を示すでしょう。政治的指導者の名をずらりとならべ、彼等が支持していることを示すのも大いに役立つでしょう。もし公益事業委員会関係の法制委員会のメンバーが連帯に加われば鬼に金棒です。

ひとたび組織化され、公益事業会社から反応をうけとれば(それはおそらく否定的な返答でありましょうが)、法的活動を開始する時です。条例や法制定を起草するにはどうしても法律専門家の助けが必要ですし、予想される提訴にとっても必要です。法律の専門家を必ず仲間に加えることを忘れてはなりません。法律上の相談を引き受けてくれる人は附録にあるモデルを利用することができます。

ひとたび請願が起されると、公益事業委員会は貴方の提出した資料にもとづいて、規則設定の手続きをはじめかどうかを決定します。公益事業委員はそれを否定することもできるし、それを審理して無視することもできるし、委員会自身の提案した取締り規則を出すこともできるし、あるいは貴方の提出したものを受け入れることもできます。次に委員会は書面か口頭で利害関係者からコメントを求めるかもしれません。意見聴取の時期がすぎると、委員会はそれに結論を与えます。その結論は、みなさんの仲間または公益事業会社の何れかによっておそらく控訴されるでしょう。

委員会が現在まで進歩的な態度をずっととってきたような州では、公益事業を取り締る手続きの規制を RUCAG がつくるのが最善でしょう。彼等は、自分たちが、大衆の利益を護らねばならない責務遂行において、RUCAG が大いに役立つことを理解するでしょう。たとえ委員会が変革にたいし進歩的でなく、受け入れなくとも、請願は出すべきです。それは一般大衆にとって教育的価値をもつし、またいかに取締り機関なるものが消費者に無理解

であるかを立証することにもなるでしょう。

D 法制定の斗い

たいていの州では、主要な斗いは、委員会室と州議会の議場で展開されるでしょう。公益事業会社がチェックオフの計画を自らすすんでやるのを拒否した後は、チェックオフとRUCAGの創設を求める法制定を積極的に導入しようとする議員を見つけ出さねばなりません。できるだけ沢山の支持者を募る必要があります。もしそのスポンサーが、こうした立法を第一義的に考慮する委員会に属すメンバーなら大助かりです。もしみなさんが法制定委員会の議長もしくは重要メンバーに、みなさんの立場のメリットを納得させることができれば、法案通過のチャンスは増大するでしょう。法案が正式に提出されたという事実は公益事業委員会に圧力をかけ、肯定的に行動させることにもなりましょう。

公益事業会社の意志に逆らって法案を通過させることは骨の折れる仕事です。しかし可能なことです。そのためには、議員のあいだにはびこっている公益事業会社の力を、みなさん自身の力でくじかねばならないのです。（みなさんの方が彼等より沢山の票をもっているのです）。ということは、公益事業会社によりかかっている議員たちがそれによって、自分の選挙区の市民たちが決して満足していないことを知るメカニズムを、みなさんが発展させねばならないのです。議員がいま何をしているか、いつ、どのように自分の代弁者を行動させたらよいか、市民に知らせしめる組織網を展開させましょう。そうすれば、政治家が公然と公益事業会社の肩をもつようなことは次第にやりにくくなるでしょう。しかし、黙って、こっそり公益事業会社の立場を支持するのはそれほどむづかしいことではありません。州議会の議員たちの行動に注意が払われないようなやり方は変えねばなりません。議員を監視し議員たちの議会での投票行動を選挙区の市民たちに知らしめねばなりません。

E 結 び

この小冊子はいくつかの戦略とともに全般的な一つのアプローチを描いたものです。みなさんにとって、またみなさんの州にとって、いちばん適したものを選んで下さい。RUCAGのアプローチは公益事業委員会の場でみなさんの利益を護る最善の、そして唯一の現実的な方法です。明日にも、ご近所の方、消費者、市民グループと接触し、関心を示すかどうかみて下さい。その人たちがその友人、団体指導者、教会の指導者たちと接触するようたのんで下さい（教会には場所と謄写機があります）。組織化のための会合を準備し、行動の戦略をねって下さい。その努力をはじめるのはそうむづかしいことではありません。普通一般の市民たちが他の市民の方々と自分たちの努力を結びつけさえすれば勝利するのだということを信ずるだけのことです。

附録A：RUCAGをつくるためのモデル規則と法令

(1) 定 義

- (A) この項で用いる“委員会”とは公益事業委員会を意味する。
 - (B) この項で用いる“住民消費者”とは、統一計算システム（Uniform System of Accounts）により定められた居住地区料金のもとで、公益事業会社により請求をうけるものをいう。
 - (C) “公益事業”とは、電気、電話、ガスサービスに限定するものではないが、それらを含む公益事業委員会によって取り締られる有限株式会社をいう。
- (2) 居住公益事業消費者行動グループ（RUCAG）として知られる、営利のためでない、私的会員制の団体を創設する。会員は住民消費者にのみ限られる。
- (3) 顧客に料金を定期的に請求する公益事業会社は、いずれも公益事業委員会の管轄に従い住民消費者が請求書に記載されたかこみ欄をチェックできる規定を請求書に包含させなければならない。かこみ欄とは、料金より超過して支払い差額分を分離し、特別会計へ移すことを指示したものである。支払うべき料金の金額を超えた余分の金額と、このような余分の支払を行った住民消費者の氏名とは、公益事業会社がいったん受けとったのち、RUCAGへ

渡されねばならない。公益事業会社はこのような余分の支払いを行いたいかなる住民消費者の氏名もそのファイルにとどめてはならない。

- (4) 最低額〇〇ドルをRUCAGに支払えば、住民消費者は会員の資格、あらゆる投票権及び理事会のメンバーの選挙権が与えられる。それらの会員の資格、投票権、選挙権は会社法（各項目別）の中の、会員制を取る非営利団体に関する条項に記載されているような性格のものでなければならない。
- (5) RUCAGは、住民消費者の利益を護り、消費者を代表するような方法においてのみ資金を支出し、行動することができる。
- (6) RUCAGは、公益事業委員会が接しうるあらゆる資料および書類に接することができ、委員会と同等の調査権をもつことができる。
- (7) RUCAGは、RUCAGが当事者となってやってきたことにおけるいかなる決定をも控訴する権利をもたねばならない。そして、そのような控訴の権利は、その他のいかなる当事者によってとられる行動からも干渉されず、独立でなければならないし、委員会によってとられる行動からも自由でなければならない。
- (8) RUCAGは、公益事業委員会に持ちだされたいかなる問題にも介入する権利をもたねばならなし、また、RUCAGの見解にてらし、それが公益事業を利用する住民消費者の利益に影響すると考えられるその他のすべての問題検討に介入することもできる。
- (9) この項の中の規定は、この項目以外の規定・法令などで許されるであろう種類の介入を排除するように解されてはならない。
- (10) この項によって定められた規定に違反するもの、またはこの項によって課せられた義務の履行を怠るものは、個人、公益事業会社または理事、役員 of 何れをとわず、違反ごとに1万ドルの金額を没収され、当該州に支払わねばならない。この項のいかなる規定にも違反、またはこの項のもとで課せられたいかなる義務の遂行をも怠るいかなる理事、または役員といえども、6カ月以内30日以上の期間、禁固の責めを負わねばならない。

附録B：RUCAGの定款のモデル

第1条 会員資格及び財政

第1項 会員資格

会計年度内にRUCAGに最低額〇〇ドルを寄附したすべての住民消費者は何人も会員とされる。その住民消費者が寄附金を更新しない場合、その氏名は名簿から削除されねばな

らない。

第2項 財政

RUCAGは、その州の公益事業サービスを利用する住民消費者の自発的寄附を通じて財政が賄われる。各消費者への請求書は、住民消費者がその料金請求書に余分の金額をつけ加えることのできるような規定（または条項）がなければならない。そしてその余分の金額は、公益事業会社によって料金とは別に分離され、当該RUCAGに移される。

第3項 住民消費者

これらの定款で用いられる“住民消費者”とは、統一計算システムのもとに記されているような、居住料金にもとづいて公益事業会社から請求書を受けとるものを意味する。

第2条 事会

第1項 中間理事会

中間理事会はRUCAGの組織委員会で構成される。

第2項 正規理事会

理事会は年次総会で選ばれた〇〇名のメンバーで構成する。

第3項 被選挙資格

会計年度の期間中に最低額〇〇ドルを寄附したすべての住民消費者は理事会に選ばれる資格がある。

第4項 選挙および年次総会

最初の会合から6カ月以内に年次総会を開き、そこで理事会メンバーの選挙が行われねばならない。各会員は一票を投ずる資格をもち、代理投票委任状も認められねばならない。

第5項 報酬

理事会のメンバーは、旅費あるいはその他理事会によって定められた場合を除き、無報酬とする。このような費用のリストと理事会のメンバーに支払われた金額は、会員に配布する年次報告に記載されねばならない。

第6項 理事会の会合、投票、定足数、委員会

理事会は少くとも四半期ごとに公開で開かれねばならない。会合の告示は議案といっしょに請求書につけて全会員に送附されねばならない。理事会のメンバーへの告示はそれ以外の方法をとる必要はない。ここで必要とされる理事会の告示は、理事会のどのメンバーによっても省略することができる。

細則B 投票

理事会のメンバーの投票は一人一票でなければならない。そこでは代理投票委任状は認められない。

細則C 定足数

定足数は理事会メンバーの過半数とする。

細則D 委員会

理事会は常任委員会、特別委員会および特に理事会で指示された機能を遂行するためのタスク・フォースを指名することができる。特別委員会やタスク・フォースに任命されるために理事会のメンバーである必要はない。

第3条 理事会の役員

第1項 議長

理事会は、理事会メンバーの選挙の直後に開かれる理事会において、一年の任期で、そのメンバーの中から一人の議長を選出しなければならない。何人も三期以上その地位にとどまることはできない。議長の責任は、理事会で議長をつとめること、理事会で承認された契約および決議を執行するための法令に準拠した代理行為者として活動すること、を含む。議長は、他のいかなる理事会メンバーとも同等の投票権をもたねばならない。

第2項 書記

理事会は、理事会メンバーを選出した直後に開かれる理事会において、一年の任期で、そのメンバーの中から一人の書記を選出しなければならない。何人も三期以上その地位にとどまることはできない。書記は、理事会の議事録を保管し、議事録が出版され、会員の閲覧のため地方図書館に配布されるのを見とどける責任をもたねばならない。

第3項 会計

理事会は、理事会メンバーの選出直後に開かれる理事会会合において、一年の任期で、そのメンバーの中から一人の会計役を選ばねばならない。何人も三期以上その地位にとどまってはならない。会計役は、〇〇地区RUCAGの収支計算が完全に正確に行われていることを見とどける責任がある。会計役は、〇〇地区RUCAGの資金が理事会によって指示されたように流されていることを見とどけ、そうした支出にもなう正しい領収書が受けとられ、あらゆる収支決算が月毎に行われて理事会に提出されることを見とどける責任をもたねばならない。

第4条 帳簿および記録、会計監査、会計年度

第1項 帳簿および記録

理事会は、すべての正式理事会の議事録を保管または保管せしめねばならない。また地区RUCAG活動の指導に必要にして適切なその他の記録および会計帳簿、ならびに〇〇地区RUCAG記録を、理事会は保管または保管せしめねばならない。このような記録は、必要な時と場所において、会員の検閲に供されねばならない。

第2項 会計監査

理事会は、一会計年度に少くとも一度、および必要かつ適切と思われるその他のいくつかの機会に、〇〇地区RUCAGの記録と帳簿を会計監査に付さしめねばならない。

第3項 会計年度

RUCAGの会計年度は暦年とする。

第5条 改正

定款の改正は年次総会出席者の三分の二の賛成をもって行うことができる。

(4) 電気料金の値上げと斗うヴァージニア消費者会議

1. 公益事業料金の値上げと斗うために組織をつくっているグループの中で、いちばん成功している例の一つはヴァージニアである。ここでは新しくつくられた州規模の組織であるヴァージニア州消費者会議(VCC)が、ヴァージニア電力会社(VEPCO)の料金値上げに対し、先頭を切って運動を起している。

この運動をすすめるには75,000ドルの募金を目標にしなければならないが、既に35,000ドル以上が突破されている。平均一人10ドル以下だが3,000人以上が募金に応じている。

VCCはもともと広範な草の根と接触をもつさまざまな地方組織の一つのグループとして組織された。公益事業料金の値上げと斗って成功するための唯一の道は、専門家を雇用することだということを知っていたので、VCCはそれをやりとげるのに十分な募金を手がけたのである。

彼等は専門家にデザインをしてもらった基金集めの袋をつくった。それは V E P C O が料金の請求に使うのと同じような茶色のマニラ麻を原料にした封筒で、表には“ V E P C O の料金値上げ通知在中”とデカデカと印刷してあった。彼等はこれを郵送した。

ヴァージニア州の消費者たちはこの封筒をうけとったときびっくりした。しかしなかに書いてあるメッセージはしっかりと読んだ。そしてその運動を支援するために金を送った。

ここに V C C の了解をえて、V C C が発送した手紙と返信用封筒の実例をお見せしよう。この公益事業料金の例はこのような形の資金集めにとくにむいている。V C C の会員は広範なヴォランティアーのネットワークの援助がなければ殆ど何もできなかったことをみとめている。

これからも料金をもっと上るような場合、他の消費者グループも V C C の例にならってやることができるだろう。大企業との斗いをやるにはどうしても専門家を使うことが必要で、それにいる基金を集めるにはよく組織された消費者グループのあることが前提であることを、ヴァージニア消費者会議は実に立証したといえる。

ロ． V C C の募金運動

知っておく必要のある事柄です。

○「消費者会議」とは何か？

会議は、家庭用及び小口一般電力使用者であるあなたのために、Vepco の料金値上げ公聴会へ専門家の証人を送るため、資金集めを行なうことを目的とするヴァージニア市民有志の連合体です。

数百人の篤志家が、友人や隣人を訪問し、この件に関して消費者の立場を代弁する覚悟のある専門家を雇うのに必要な資金を集めております。しかし専門家を雇うには金がかかるのです。(Vepco にせよ大企業にせよ、あなたの利益に反する主張を行なうためには、何万ドルも費やすでしょう。)こ

の運動にはあなたの援助が必要なのです。

○寄付金はどのように役立てられるのか？

ここに全くの骨格予算ですが、消費者会議が、Vepco に対抗して証拠を提出し、あなたの利益を代弁するのに必要と感じているものを掲げます。

工学的、経済的研究……………費用 2 5,000 ドル

この研究により Vepco の要求が過当であり、同社の建設計画も縮小すべきであることが示されるでしょう。また、この研究が、あなたを保護するために価格決定方針の改善が必要であることを立証するでしょう。

経済の専門家……………費用 1 0,000 ドル

Vepco に現在の収益率があれば、値上げをしなくても十分であるということ調査し、研究し、立証することが目的。さらに、Vepco の株主に株式の値打ちを保証してやる責任があなたにある、という同社の主張を論駁するための証拠が提出されるでしょう。

計理士……………費用 5,000 ドル

料金公聴会の結果は、公益事業側の財政状態の説明をどう解釈するか左右されることがしばしばあります。あなたの援助により、初めて消費者が自らの計理士を雇い、Vepco の記録を再検討してもらい、また建設費として挙げる数値、料金計算の基礎数値、燃料費用計算とかいったこみいった資料を見てもらうようになるのです。

法律家……………費用 2 0,000 ドル

事実が集まったら、それをしっかりした正規の手続きを経て、料金公聴会の複雑な業務の経験がある弁護団の手で提出しなければなりません。公聴会それ自体はおよそ 2 週間から 3 週間続くでしょう。さらに、法律家には公聴会前の会議に出席し、証拠の発見や申し立ての準備を行なってもらう必要があります。

運営……………費用 1 5,000 ドル

数百人のヴォランティアがあなたのために資金集めの努力に時間をさいています。

募金運動と公聴会向けの資料準備の両方にかかった費用に見合うだけの資金が必要となります。この費用には、事務費、印刷代、事務所代が含まれています。

○なぜ今すぐ行動しなければならないのか？

来たるべき公聴会では、あなたに送られる電気料金請求書に書かれるとてつもない値上げばかりでなく、それ以上のことが問題となります。消費者会議は料金値上げに反対して闘うのみならず、その他影響の大きい問題についてあなたのために闘うつもりです。

●問題点の1：バージニアの市民が、自らの公益事業体から不当な要求をつきつけられている状態をそのままにしておかず、公益事業体を規制できるか否か。

●問題点の2：バージニアの市民が、Vepco の営業方法の特色である浪費と放漫経営をやめさせることができるか否か。

●問題点の3：バージニア市民が、州のコーポレーション・コミッションがVepco に以下の如く不法な先例を打ち立てさせてしまうのを許しておくのかどうか。不法な先例とは ①公益事業体が自らの放漫経営のツケを顧客に回す「権利」 ②公益事業体が、自社の株主のために配当金の額と作為的な高株価を、顧客に強制的に保証させる「権利」

今すぐ行動して下さい。バージニア州の隣人や仲間を参加させて下さい。今日中に寄付金を下記の所へ送って下さい。

バージニア州 23219, リッチモンド東フランクリン通り701番
消費者会議

消費者会議を支援する組織は多数ある。このうち以下に掲げるいくつかの組織から、諮問協議会ができています。Virginia Citizens Consumer Council, Virginia Affiliates of National Council of Senior Citizens, The Consumer Information Service, North Anna Environmental Coalition, Southside Virginia Neighborhood Association, Cen-

ter for the Public Interest in Virginia

ここに掲げたのはVCCがVEPCOとの闘争資金を集めるための郵便キャンペーンで用いた通信文である。最終目標の75,000に向けて、今までに35,000ドルが集まっている。
(COMMON SENSE, 1975.4)

2. ストップ・ザ “原発”

(1) シエラ・クラブと原子力発電

はじめに

Sierra Club

多くの環境学者は、今まで、原子力発電を有力な味方であると考えてきた。発電のための石炭消費を減らすことになるわけだから、原子力発電は大気汚染や露天掘りの悪影響を抑えることになるだろうと信じられていた。原子力発電にすれば、海洋において原油を採掘するのはもっと少なくてすむだろう。また原子力発電の目途がつけば、いくつかの世界でも有数の峡谷が水力発電のためにダムでせき止められ水没させられるような計画は中止になるだろうと思われた。

しかし、シエラ・クラブ理事会は1974年1月に原子力発電所の新設に反対を決定した。シエラ・クラブの最も問題としたのは原子炉の安全性である。原子炉で生成される莫大な量の放射性物質、あるものは数十万年危険であるというこの物質の処理をどうするか。またテロリストによる放射性物質の盗難の可能性をどうするか。それに環境中に放出される放射能の増加が人々の健康に与える危険をどう防ぐか、完全に解決されているわけではない。そのうえ、化石燃料による発電よりも原発は効率が悪いので、より多くのムダな熱をまわりへ撒きちらす。そういうわけで、近い将来のエネルギー需要を満すものとして原発を考えていいか、はなはだ疑問である。

シエラ・クラブはなにがなんでも反対だというわけではない。その基本的な立場は以下のとおりである。

「原子炉運転特有の安全性の問題、使用済核燃料の処置、軍事産業への転換利用の可能性、これらが未解決の原子炉を、あらたに認可し、建設し、運転することにシエラ・クラブは反対である。……………」

だからシエラ・クラブは開発の現状にある原発に対して干渉するのは反対

である。しかし、われわれが原発にとり返しがつかないほど結びつき、依存するようになってしまう前に、現にある重大な問題点への解決を見出さなければならぬと、シエラ・クラブは確信する。シエラクラブ理事長のミッシェル・マクロスキーは最近クラブの方針をこのように表明した。

「われわれの考え方にはふたつの面がある事を強調したい。もし原発に関する問題がすぐに解決されるのであれば、産業界は何も心配することはない。産業界は自信を持って分りやすく説明することを知ればよいだけだ。しかし、そのような解決が存在せず、また当分発見されそうにもないのであれば、われわれ全員がなにもこんなに危険な賭けをすることはできないか。人々の生命と、今後の世代の幸福と、われわれの経済の活力を損うほど巨大な資本とを賭けに供することがあろうか。」

原発は現在厳しい論議の的となっている。なぜならそれは、不完全なままに急成長した技術であり、あまり有能でない官僚によって運営されてきたからだ。原子力産業があまりに急速に発展したため、健全な技術の発展を現に損うような貧弱な政府決定を導く結果となった。このような事態の続行を座視することはできない。

現在計画されている原子力産業のいっそうの拡大が実現する前に、次のような点に答えが出されなければならない。(1)原発の重大事故の可能性をどのくらい低くできれば、その危険性が受容されるだろうか。(2)放射能によるガンや奇型児の発生を、どこまで許容できるだろうか。(3)われわれの手の届かない遠い未来の世代の環境へいつか漏れてしまう、殺傷力の強いプルトニウムの危険を引き受けられるだろうか。(4)テロや犯罪によって悪用される危険性を引き受けられるだろうか。人命の損失、重大事故やテロによるプルトニウムの悪用によってもたらされる物質的損失といった原発がもたらすであろう結果を考えると、事は重大なので、たとえ実際に起る可能性はどんなに小さくとも、そんな危険は冒したくない、と人々が決意するとしてもおかしくない。

原子炉の安全性

原子炉運転上の安全性、特に炉内の莫大な量の放射性物質の一部が不幸にして漏れる可能性についてもち上っている重大問題についてシエラ・クラブは不安を感じている。構造上の欠陥や操作上の失敗が重なってとか、大地震、戦争、サボタージュによって数千の人々の生命が危くなり、数十億ドルの損失をもたらし、広い地域を何年もの間汚染するかもしれないのだ。

現代の軽水炉<LWR>の炉心は、酸化された濃縮ウランを収めた金属製の燃料棒が並んだものである。ここで適度に核分裂を起させてエネルギーを発生させ、炉の内部を循環している水を熱する。これが蒸気となり、火力発電と同じように発電機のタービンを回転させ電気を起す。

同時に循環する水は燃料棒を冷却する。管の破裂、溶接不良による割れ目、制御装置の欠陥や人間の誤操作によって原子炉から冷却水が失われるかもしれない。これは冷却材喪失事故(LOCA)として知られるようになった。連鎖的な核反応を停止させたとしても、燃料棒内の核分裂生成物によって発生する熱で急速に温度は上昇し、融点に達するだろう。即座に(60秒以内に)緊急冷却しなければ炉心の融解は避けられない。融解が起ると、炉心はその格納されている圧力容器の底へ落下する。数時間もすれば溶けた金属の超高温の放射性物質は圧力容器とそれを支えているコンクリートの建物とを溶かして外部に出てしまうだろうとされている。

炉心が溶けると、大きな塊となって水の中へ落下し、水素ガスを発生させ、それが、酸素と反応して事実上の化学的爆発が起るかもしれない。建物のコンクリートの床を溶かし分解させるドロドロの炉心は二酸化炭素を発生させ、原子炉内部の気圧を更に上昇させるかもしれない。これらの力は炉を格納した強化コンクリートの建物を破裂させるほど強くなるかもしれない。こうして囲りへ何百万キュリーもの気体状核分裂生成物を撒く。ごく普通の原子炉で広島型原爆のおよそ千発に相当する放射能を持っているので、5%とか10%が漏れるだけで大惨事となる。

そういった事故のはっきりした結果というものを正確に予想することはできない。立地条件、その付近の人口をどれだけ避難させられるか、事故時の気象状況、非常装置の作動状態といった要素は正確に予測することができない。しかしAECの研究をみると、事故の規模を表わすのに死者、重傷者については何千人、損害については何十億ドルという単位を使っているのは事実だ。

原子力委員会(AEC)は冷却材喪失事故の可能性を知っていたので、冷却水を用いる全ての原発に緊急炉心冷却装置(ECCS)の設置を要求した。ECCSの目的は水が失われたら数秒にして新たな冷却水を炉心へぶっかけて溶解を未然に防ぐことである。この安全装置がうまくゆくかは、実は多くの専門家が特に疑問としているものだ。

緊急炉心冷却装置が冷却材喪失事故を大惨事へと悪化させないための主要な手段であることは事実にしても、じつは完全な実験が行なわれたことは一度もない。単純化したモデルをコンピュータにかけて、そのデータでECCSは設計されている。1970年末にECCSの六つの実験が行なわれた。しかしそれは実際の原子炉を用いたのではなく、模型によるものだった。コンピュータの計算は、まさにそれでECCSは設計されたわけだが、この実験の結果を予測できなかった。何度やっても期待どおりに作動しなかったのである。その結果、新しい基準が採用された。いっぽう、より綿密な実験は予定より七年遅れている。

ごく最近、AECはラスムッセン・レポートで原子炉の安全性の疑問に対し反論した。それは公式にはWASH-1400と呼ばれ、コンピュータによる研究で、3,300ページで300万ドルと二年を費したもので、重大事故が起きてもとるに足らぬほど小さなものですむ可能性を立証しようとしたものである。しかしその研究によって逆に、AECが予期したよりも事故発生の可能性が高いことが発見された。ラスムッセン・レポートの方法とは、冷却材喪失、ECCSの故障、封鎖の失敗といったそれぞれの事柄の起りう

る割合を数字で評価し、このような故障が起る可能性を重大事故へむすびつきそうな順に挙げるものである。しかしこのAECのfault-tree (treeは系図のように線を引いたもの)分析法のやり方は相当にあやしいものだとする専門家が何人もいる。ラスムッセンの方法は別々な事象の相対的な安全性の比較にはある程度有効だが、(重大事故で千人を殺す可能性とか百万年に一度事故の起る可能性といったような)絶対的な数字を出すのは無意味であるという。ところで、このレポートは原子炉の安全性についていくつかの明確な疑問点を知るうえで役に立つ。

たとえば、どんな原子炉でも冷却材喪失事故の可能性は一万七千年に一度の割合だという。では、1985年までに同じ型の原発が250できるわけだから、LOCAの可能性は68年に一度になるわけだ。この報告によると、1,000回のうち999回は緊急炉心冷却装置が防いでくれるから心配には及ばないという。しかし、すでにハッキリしているように、イザという時にECCSがうまく作動するか大いに疑問である。1970年の模型による実験では6回のうち6回まで失敗している。しかるにラスムッセン・レポートは千回に一回だと見込んでいる。

原発推進側は、現在ある原発の無事故の実績と毎日の運転で実施している完全管理があるから、事故の心配はないという。しかし、原発技術の実際の経験からすると、ほんとうに原発は安全なのか多くの人々が不安にならざるをえない。原発では重大な装置の故障、重大な誤操作がしょっちゅう起っており、毎年ひとつの原子炉につき平均して十回の重大な運転停止が起きている。平常運転に際しての問題の深刻さを理解するには、わが国で今までに起った事故の内容をいくつか調べてみななければならない。たとえばカルフォルニア南部のサン・オノフル原発では、タービンの羽根が破損し、びっくりした技術者はあまりに急速に炉の運転を停止させた。このため停止されているはずだった予備冷却装置が作動してしまった。スポークスマンが後になっていったように、「誰かがうっかり忘れていたのだ」。圧力が下がったので、コ

ンピュータはパイプに裂け目ができたと判断して、緊急炉心冷却装置を作動させた。しかし、もちろん冷却材は少しも減少していなかったのに、緊急冷却水は行き場を失った。この結果起きた震動で原子炉の設備とECCSは損害を受けた。したがって何ヶ月も運転は停止された。

1974年1月のAECの研究報告によると、ジェネラル・エレクトリック社が建設した五つのアメリカの原発は「壊れるか、格納庫のボルトが曲がるか、止めナットが無いか、違うボルトが使われるかしていた」という。また、その他にも「ECCSの可動性を損うかもしれない」ようないくつもの欠陥を持っていたという。

ニュージャージーのオイスター・クリーク原発は、地下室へ技術者が誤って五万ガロン（約190トン・訳者註）の放射能で汚染された水を流し込んだため、閉鎖された。バーモント・ヤンキー原発では最初の19ヶ月の「運転」の間に17回の重大な運転停止を体験した。調べてみたら、核反応の制御に非常に重要な装置が上下逆にセットされていた。

1972年には、ロチェスター電気・ガス会社のR・E・ジンナ原発や他の四つの原発で何百もの燃料棒が「曲ったり、裂けたり、一部が潰れたり」していたので、「万力でねじられた」ように見えた。こういう事が起り得るとは、事前の計算や実験では予測できなかったのだ。

原発の緊急発電装置がうまく作動しなかった22の例をAEC報告は実証した。これらの事故の理由のいくつかをあげると――管の中の油や湯あかの蓄積、调速機連結部の設計ミス、サビで詰まった通風網、燃料の汚れ、発電機の手速度調整のミス、ヒューズの断絶、タービンの油切れなどなど。この報告は、ごく普通の原発運転における合計して861の「異常」の例をあげている。人間が犯すいろんな誤った操作に関して、この報告は次のような考察をしている。

「ここ数年、原子炉において人間のミスによって好ましくない状況へ陥ったことが何度かあった。しかし、これらはどれも人々の健康や安全を脅

かすものではなかった。もっとひどい結果とならなかったのは、幸運に
負うところ大である。」

原子力の安全性の目安となるものが、もうひとつある。それは原発にかけられている保険の性格である。原発事故の予想される損害について民間会社は公益会社に対して全額は保証しないので、原子力災害による損害保証額をブライス・アンダーソン連邦法によって、5億6,000万ドルまでとしている。1億1,000万ドルまでをいくつかの民間保険会社の共同負担金であって、残りを国民の税金でもって連邦政府が支払うというもので、これは原子力産業に対する重要な国家援助を示すものである。

この5億6,000万ドルという上限を設定したブライス・アンダーソン法は、AEC報告(WASH-740)の出た1957年にはじめて成立したもので、それによると原発事故によって7億ドルの損害、3,400人の死者、43,000人以上の負傷者がでるとされた。ブライス・アンダーソン法が再成立した1965年には、ちょうど新しいAEC報告が出され、それによると「起りうる最大規模の」原発事故は、170億ドルの損害、45,000人の死者、100,000人の負傷者をもたらすとされた。議会が再びこの法律を再承認した1974年、ラスムッセン報告は「全ての炉心溶解事故のおよそ9割は10億ドル未満の損害しか予想されない」と主張していた。ところが、実際は、フォード大統領がブライス・アンダーソン法の1974年の更新に対して拒否権を発動した。ラスムッセン・レポートを審理する機会があった場合、議会はこの法律を再検討しなければならないという規定があったからである。しかし、現行法は1977年まで有効である。

さらに加えて、保険会社は市民ひとりひとりの家屋、自動車、事業が原発事故で損害を受けても補償しないだろうし、また、ほとんどの保険証券は「原子力免責規定」を含んでいる。憂慮する科学者連合のジェームズ・マッケンジーが最近、連邦エネルギー局の公聴会で以下のように述べた。

「原発所有者の責任負担を有限とすることによって、AECと議会はそ

れなしには原子力開発を続けられない補助を、引き続き与えている。運転中の原子炉のもつ経済的リスクを全て電気事業者が負担せねばならないとしたら………彼等は原発を建設しないだろうことは確かである。我が国の四大事業体の上級役員たちにこの事を非常に多くの言葉を費して、私は言い聞かされてきた。」

もし原発が「十分に安全」でアメリカ国民がその生命と財産を賭けてもよいと言うのなら、公益企業体も保険会社も、その資産を賭けてもかまわない程「十分に安全」なはずだと、シエラ・クラブは確信する。

核廃棄物の管理

原発に関してシエラ・クラブが心配しているひとつの重要な点は、原発施設から生成される放射性廃棄物が増大していくのをどうしたらよいかという問題である。原子炉廃棄物の処理の仕方に技術的に非常に困難があるにしても、もっとどうしようもないのは、これらの廃棄物のもたらす基本的な道徳上の問題である。根本的なことは次のとおり——目先の利益と引き換えに、未来の人類と自然の安全と福祉をわれわれ一世代が、いったいどこまで危険にさらすことが許されるのだろうか。たとえば2,000年までに、核廃棄物の一部として1,000万ポンドのプルトニウムが蓄積されるであろうが、おそらくこのプルトニウムは人類によって扱われた最もおそろべき劇物だろう。

プルトニウムの半減期は24,000年である。大まかに考えて、有毒な放射性物質は半減期の20倍の間保管されるべきだという規定に従えば、生成されるであろう1,000万ポンドのプルトニウムの極くわずかでも50万年にわたって漏れ出ることがあってはならない。人間にとって50万年とは本質的に永遠にということである。50万年にわたってプルトニウムの保管が可能だと思わせるような要素は人類の歴史において全くない。不可能だと思わせる要素は非常にたくさんある。核廃棄物の問題を真剣に考えるなら、そのような保管は人間にとって不可能である事実を無視できないはずだ。

燃料として使えるように、プルトニウムを廃棄物から「再循環」しようという計画が進められている。プルトニウムの再処理すらが、非常に危険な方法である。技術上の限界によって、核廃棄物の中から99.5%のプルトニウムしか抽出できない。アメリカでは千の原子炉が運転されているのだから、残りの0.5%のプルトニウムが大変な量になるわけで、およそ5万ポンドである。他の核廃棄物も取扱いに慎重を期さねばならないが、なかでもプルトニウムは、実際、保管と処理が大変な問題になるだろう。

地質学的に安定した地層の地下へ、強烈な核廃棄物を捨てようというのがAECの長期計画である。もしこのような処理方法がプルトニウムを含む核廃棄物に用いられるとしたら、最低限50万年にわたって漏れ出ないという保証がなければならぬ。

残念ながら、われわれが地質学で知りうる限りでは、この危険性が要求する確実さをもって、どんな地域の安定性も保証できない。どんな自然の経年変化が特定の場所において起るのか、十分に正確に予測することは、われわれには出来ない。核廃棄物を保管する大前提は、地下水と接触することにならないことで、もし接触すると廃棄物を収めてある容器が腐食してしまい、漏れた廃棄物を環境へ運び出し拡散させてしまう。地底の岩塩層が一それが存在するということはそこに地下水が無いということだから— 適当ではないかと考えられた。しかし、気候や排水の変化が、時には人間の活動によるその変化が、何百万年も乾燥していた地層に大量の地下水をもたらしかもしれない。少なくとも50万年に1回、大きな気候の変化が起ることを我々は知っている。たとえばこの前の氷河期は、たった1万年前だった。こういった事柄を予測する方法は全くない。

地下保管の困難さの理論的な議論が重大な疑問に導くとすれば、地下保管を実際に試みたAECの報告は、その恐怖が正しかったことを確信させる。1971年にAECはカンザス州ライアンズの岩塩の廃鉱に連邦政府の放射性廃棄物貯蔵所を建設する計画を発表した。この決定は岩塩鉱を廃棄物処理

に用いる研究に15年、ライアンズの用地の調査に数年をかけた後になされた。

カンザス地質調査団はすぐに候補地に重大な難点—AECやその研究は、なぜかそれを見落していたのだが—があることを発見した。そこは石油試掘会社があちこちに穴を掘っていたので、「まるでスイス・チーズ（大きい穴だらけ・訳者註）のようになっていた」。もっと悪いことには、そこは塩を溶かすために水を使う「溶解鉍法」の塩鉍が操業しているところからたった1,800フィート（約550メートル・訳者註）しかなかったのだ。AECスポークスマンは次のように語った。

「調査の過程で、ライアンズ自身がかかえている技術的な問題がいくつもあることに気が付いた。実際、すぐ近くに溶解鉍法を採用することに決定した鉍山があった。地下たった1,800フィートしか離れていなかった。溶解鉍法が放棄されるはずだった。塩を溶かすために水を導き入れるなんて考えられない。なぜなら、それでは塩は駄目になってしまう。」

この場所はまた大地下水脈の下でもある。批判者たちは、廃棄物のおびただしい熱で貯蔵室が崩壊し、そして上方の水脈から貯蔵所へ地下水が入りこんでしまうだろう。と主張した。この水脈は広大な農地の水源である。

カンザス州ライアンズに予定された貯蔵所は、わが国で試みた唯一の永久地下貯蔵所である。この計画の歴史的な重要性を知っていれば、誰でもAECはあらゆる考え得る問題点を必死に調べ尽したと思うだろう。これに伴う危険を考えると当然であった。ところがAECはいくつかの肝心な点を抜かした。

運転中の原子炉の蓄積した廃棄物は現在のところ原発敷地内に貯蔵されている。完全処理施設がないのである。これは破壊行為（Sabotage は日本語では「怠業」の意に転用、怠業はSlowdown・訳者註）の危険を増大させ、原発にはストックする場所がなくなりつつある。岩塩層へ廃棄する計画がいろんな困難で駄目になったので、AECは「暫定地上貯蔵施設」を

建設することを選択した。これは最低百年は廃棄物を地上に貯蔵する能力がある。この選択はかなり短期的展望のもので、今のところ見当らないがそのうち長期的展望の解決が発見されるのではないかということである。放射性廃棄物の山がぼろぼろになって、なんとかして解決を見出さねばならない羽目に陥る前に、国の政策は必ず解決策を持っているべきだ。

地上貯蔵に頼っているかぎり、いくつもの複雑な問題を生み出す。たとえば盗難、破壊行為の危険性、さらに核廃棄物の処理で示したAECと原発産業の無能力ぶりが続くということにもなるのも当然考えられる。過去が序の口なら、お先は実に真暗だ。

核兵器計画に関連するAEC臨時廃棄物貯蔵施設は、非常に危険な放射性物質の漏れによって悩まされた。ワシントン州のハンフォードでは強裂な液状廃棄物の50万ガロン(約1,900トン・訳者註)以上が1958年以来の18回の漏れで紛失した。1973年のたった1回の事故で15万ガロンが失われ、「人間の不注意」でこの紛失が55日間にわたって発見されなかった。何も驚くことはないとAECは主張する。しかし土壌と水の変動はどうなるかさっぱり判らないし、ハンフォードの地下水がこの一部をコロンビア川に運び、かくして10年もすれば太平洋へ注ぎ込み、最も危険な元素のいくつかは数十年のうちにコロンビア川へ達するかもしれない。しかも、川と海に達したあとも数千年もこれらの廃棄物は毒性を維持する。その怠慢がたった800年で太平洋沿岸の北西部を重大な危機に陥れることを、どうも無視しそうなものだから、50万年にもわたる環境保全を核権力に任せることなど、とても正気の沙汰ではない。この件に関する政府と産業界の行動を見ると、ほんの数十年前のわれわれの子孫や環境がどうなるかなど全くどうでもよいと思っているとしか考えられない。

さらに、1955年以来国立科学アカデミーが警告してきたにもかかわらず、濃縮された放射性液体を、土壌の中で処理しようとするハンフォードでは野外の掘り割りへ放出し続けている。AECですら自然に核反応が起きてしま

うのではないかと恐れたほど、プルトニウムが掘り割りへ蓄積された。それに問題が起ったのはハンフォードだけではない。アイダホ州アイダホ滝、サウス・カロライナ州サバンナ川のAEC施設の地下水にも放射性元素が発見された。デイトンから10マイル(約16キロ・訳者註)のオハイオ州マイアミバーグのモンサントマウンド研究所付近の古いエリー運河でも最近プルトニウムが発見された。このプルトニウムは居住地の運河へ知らないうちに16年間も漏出していたらしい。

ハンフォードでの漏れを商業的原子炉の廃棄物の問題と関連して考えることはできない、なぜならこれは民間ではなくて軍の計画による廃棄物なのだから、という人々がいる。しかし商業的核計画は使用できる廃棄物処理施設を持っていない。人々はAECが今まで兵器副産物に示してきた責任よりもっと重い責任を追求しなければならない。

現在の廃棄物処理の行き詰まりを打開するための案がいくつかある。ひとつは原子炉の中の長寿命のアクチニドを「燃焼し尽し」て、より危険の少ない混合物にしようというもの。しかしこのやり方の実行可能性はまだ実証されていないし、AECから廃棄物処理問題をひきついだエネルギー研究開発局(ERDA)はこの可能性を慎重に検討すべきだ。

いったいどうしたらよいか解らないままに長寿命の廃棄物をどんどん生産することは、無責任だと、シエラ・クラブは考える。

盗難と核物質

原発をこれ以上に開発することにシエラ・クラブが反対するもうひとつの理由は、放射性物質の流用とそれが恐喝や破壊行為に用いられる可能性である。原子炉の核分裂の副産物であるプルトニウムが22ポンドあれば、粗製ではあるが致命的な原爆を作れるだろうし、もっと少くても恐喝に使える。現在の規則や保障措置ではこの恐るべき可能性を防ぐのに十分ではない。

最近のこの問題の分析、ウィルリッヒとテイラーによる『核の危険性と保障措置』の結論によると、

「考える状況のもとで数人あるいはたった一人の人間が、10キログラムの酸化プルトニウムとかなりの量の爆薬を手に入れば、数週間のうちに、粗製原爆を設計し製造することができよう。それは十分に爆発する可能性があるし、おそらく少くとも100トンの高性能爆薬に匹敵する爆発をするだろう。これは金物店や学生実験室用の実験器具業者から買い入れることのできる材料や道具を用いてできるだろう。」

政府以外のグループが、彼等の原爆を製造するのに必要な材料を入手することが可能だとする見解をAECは支持しているようだ。AECに答申され1974年4月に発表された核保障措置に関する報告によると、

「そのような武器を持ちたいと願っているグループの直面する唯一の実質的問題として、特定の核物質の獲得がある。不法に製造された原爆の爆発が社会に与える危害の大きさは、通常考え得る原発事故の比ではない。」

この報告はまた、現行の管理方法は不確かなので、今までに爆弾一個に相当するプルトニウムが流用されていないとはとても断言できないと言っている。

破壊集団あるいは犯罪集団が実用原爆を製造する可能性だけが危険なのではないのだ。じつはそのようなグループにとって、もっと少量のプルトニウムを入手するだけで十分なのだ。プルトニウムは強烈な毒性を持っているので、任意の大都市の大気中へプルトニウムを放出するという、それだけの脅迫で数十万の人々の退避が必要となるのである。あるひとつの大きな原子力発電所で毎年つくり出される長寿命の核廃棄物の1パーセントが高い建物のてっぺんから放出されたら、理論上、500マイル(約805キロ・訳者註)四方にわたり退避しなければならなくなる。過激派、犯罪集団あるいはたった一人の変質者がそのような脅迫をしたら、どうやっても対抗することは

不可能だ。

A E Cが1974年末に公表した計画を実行すると、テロ・グループが核廃棄物を入手する可能性は近い将来、非常に増大するだろう。原子炉の中でこのようにして生成されるプルトニウムは今のところ、核分裂による他の生成物や副産物と分離されていない。だから、自称泥棒の比較的近づきにくいものである。しかし、プルトニウムを「再処理」しようという計画——廃棄物から抽出し燃料として再利用しようとするもの——が進行中だが、これは危険を非常に増大させる。

全米に何百もの原子炉が建設されたら、核物質の積み荷が何千も増えることになるだろう。一部はテロリストの活動に対し無防備な状態で、プルトニウムを廃棄物質から抽出し燃料用に再処理すると、それは自称テロリストに流用、ハイジャックの絶好の機会を与えることになるだろう。

現在の核物質の積み荷では決然としたテロリストの攻撃にはよく耐えることはできないだろうと一般に考えられている。A E Cの保障措置の研究は、現行の警備保障は「全く不十分だ」と結論した。プルトニウムの再利用は万全の警備を必要とする。特別に訓練された連邦警察に核物質警備の特別の責任を持たせようというのが提案された。しかしどんな嚴重な警備保障も数千のプルトニウム積み荷の最後のひとつが相手の手の中に陥ることを防ぐことができるのか疑問である。われわれの社会制度一般の有効性から判断すると、どのような警備も100パーセント完全だと期待することはできない。たとえば、ニューヨーク市警察は没収したヘロインを紛失しないようにするのに非常に苦労している。そしてプルトニウムの「闇相場」は、ヘロインよりはるかに高くなるはずなのだ。テロに傾斜した人々の手にプルトニウムがけっして渡らないという保障は絶対確実ではありえないのだから、人々は、この危険が何であり、どういう結果がもたらされるかを自覚せねばならない。警備問題を研究したダグラス・ドウナイクは言っている。

「最近の暴力事件やテロ行為は、数人が彼等の力で凶悪なことをやって

のけるだろうことを十分予想させる。彼等がいつかは放射性物質を用いることは、実際、確実だと思われる。」

肉体的危害だけでなく、善良なアメリカ市民の自由の圧迫をも、プルトニウムの再循環がもたらすだろうことを、AECは認めた。プルトニウムの再処理に関する環境影響報告書によると、

「プルトニウム取扱いの責任者あるいはその警備を遂行する人物が十分信用できるに違いないと確信できれば、警備の問題は単純である。ここ数年の判決は、個人のプライバシーと個人の就労権の保護に好意的である。これらの判決は、ある人が信頼でき、プルトニウム保護係として安心して受け容れられるかを確実に確認するために、個人の商業活動の全員の素姓調査をすることを、困難にしている。プルトニウムと関連物質の責任者記録を調べる権利を与えて、ひとりひとりの素姓調査ができるような規則をAECは求めてきた。」

「プルトニウム経済」とでもいうものをもつようになるとすると、憲法で保障された権利の侵害を受け容れざるをえなくなると思われる。問題は、そんな取引を我々が欲するかである。たとえ「平和的」原子力も現在では世界平和へのあらたな脅威となっていることを、我々は気付きはじめている。この事実は1974年にインドが初の核実験を行った時に、しみじみと感じられた。どこの国もインドに爆弾を与えたわけではない。カナダの与えた平和目的の原発用の原子炉で造られたプルトニウムを用いて、インドは独自に開発したのだった。

アメリカは世界中に核技術を輸出してきた。原子力「平和」利用の技術と機材を与えてきた国は全て、原爆開発可能国である。中東その他でテロや戦争が現にあることを考えると、このことは国々への原子炉のどんな販売も非常に危険だということである。膨大な量の原油や太陽熱が容易に手に入るのにしきりに原子力を、これらの国の一部がなぜ欲しがするのか、これでわかるだろうと思う。計画された原発の一部が建設されただけで、ほんの数年のう

ちに、いくつもの反省を促すような出来事があった。1971年、バーモント・ヤンキー原発の監視塔と棚を侵入者が通り抜け、夜警を一人負傷させ逃げた。1971年11月、保守要員の一人が、ニューヨーク州インディアン・ポイント原発に500万から1,000万ドルの損害を与えた放火の罪で告訴されている。1973年3月、ゲリラの一团がアルゼンチンの原発を占拠した。ハネス・アレフベン博士のぞととする一節が、原発のいくつもの危険を要約している。

「核分裂エネルギーは多数の重要な装置がしかるべく働いてこそ安全である。重要な立場にある人々が指示されたとおりに動き、破壊行為も輸送中のハイジャックもなく、世界中のどの核燃料工場も再処理工場も貯蔵所も反乱やゲリラ活動の地域になく、革命も戦争も——「通常兵器」によるものも——その地域で起らない場合にのみ安全である。大量の非常に危険な物質は、無知な人々や無法者の手に渡ってはならない。どのような天災も許されない。」

増 殖 炉

増殖炉は、消費するよりも多くの使用可能な核燃料をつくるという今までの原子炉より非常に優れた点を持っている。しかし原発の基本的な問題即ち安全性、廃棄物処理、流用といったものは増殖炉によっては解決されない。さらに、これらのうちのふたつの問題が現在計画されている増殖炉では、さらに大きな問題となるだろう。即ち炉心にもっと危険な物質ができ、安全装置が作動しなければならない時間がより少くなるという安全性の問題。爆弾に利用できる物質がより多く流通するという流用の問題がそれである。

増殖炉はまったく、あまりにも多くの連邦政府調査費を使いすぎるし、現時点での計画の遂行は止めるべきだ、これがシエラ・クラブの見解である。

通常運転における放射能の放出

自然あるいは環境放射能は、一般に岩石や土壌から発見される物質や、大気を通過して宇宙から来る放射線によってもたらされる。自然放射能は常に我々と共にある。そして自然に発生する突然変異のひとつの原因だと考えられている。一般に、人が放射能を多く浴びれば浴びるほど、遺伝的突然変異やその他の放射線障害を起す可能性はより大きくなる。

さまざまな人間の活動が、われわれが被曝する放射線量を増大させている。それは飛行機旅行、医療用X線、原発の使用である。被曝後20年かそれ以上しないと影響が現れないので正確なデータを求めるのは不可能だ。しかし被曝量を少しでも増やすことは、ガンや遺伝学上の悪影響の発生率を増大させると信じられている。

高空飛行や医療上の被曝による放射能増大による危険と原発世代の放射能の危険とは根本的に異質である。飛行機で受ける放射線は人間の活動に関係なく、環境に入ってくるものである。医療用X線は、X線の機械を止めさえすれば止む。どちらも被曝を承知した者にだけ影響を与える。しかし原発世代のいろいろな過程で環境に放出される放射能は、地球の環境の放射能の全量を常に増大させるものとしてある。しかもこの放射能は何年にもわたって残留するだろう。連邦政府による原発の放射能の人々に対する「許容」量は、年間5ミリレムである。ちなみに、アメリカ人の医療上の平均被曝量は年間90ミリレム、海拔0メートルでの自然環境では年間約80ミリレムである。

放射線被曝の危険性を考える時に、非常に問題をややこしくしているひとつの点は、まわりの環境よりも何倍も多く、ある種の放射性同位元素をいろんな生物が濃縮する傾向にある点である。動物の食物連鎖は、食物となる生物よりももっと強い濃縮度でもって、放射能を蓄積させるだろう。食物連鎖の最後にある人間は、しばしば最高の濃縮度という結果になるだろう。特定の放射性同位元素は特定の器官に濃縮されるという傾向がある。ブルトニ

ウムは骨に、ストロンチウム90は骨と母乳に、というふうに。

原子炉そのものが、実は問題の一部でしかない。原子炉で使うためには、ウラニウムは採掘され、粉碎され、精練され、濃縮され、燃料部分として製造されなければならない。使用后、使用済燃料は再処理工場へ輸送され、分離され、貯蔵されなければならない。通常の運転では、この核燃料のサイクルのどの過程でも、いくらかの放射能が環境へ放出される。全体の視野に立って問題は検討されなければならない。1974年9月、アメリカ環境保護庁はこう結論した。「放射線被曝の唯一の全く危険のない基準は、ゼロである。いかえれば、他のどういう基準も、放射線被曝をもたらす活動は危険を相殺するだけの利益があるという観点に立って正当化されねばならない。」

したがって動植物への打撃だけでなく、欠陥のある新生児、ガンその他の健康上の問題が環境中の放射能の増大に応じて増えるのだから、またしても我々は損を取引に直面するわけだ。これ以上の電力と引き換えに、これらの影響の増大をどこまで許容できるだろうか。ほとんどの発電過程が人々の健康と福祉に重大な影響を与えていることは、言うまでもない。たとえ石炭火力発電所でも、汚染物質だけでなくいくらかの放射性物質を放出していることが証明されている。発電用のすべてのエネルギー源が健康に与える影響に人々が気付くことが、必要な判断を下す、まず第一歩である。

その他の原発の環境への影響

すべての発電所は、石油、石炭、原子力いずれであろうと、電気へ転換できるよりもより多く、生成した熱エネルギーをムダにする。自然環境へ放出されたどのような熱も、生態系の変化をもたらす。現代の化石燃料発電所はその電気出力の1.5倍を廃熱として出す。現在の水冷式の原発は1.2倍出す。(ガス冷却式だと化石燃料とほぼ同じ効率である。)この差は、化石燃料式に比べ原発

は環境中に廃熱を50%余計に放出することを意味する。

この廃熱は通常、温水となって川や海に放出される形で環境中に入る。ある水域の温度が上昇すると、ある種の魚やその他の動物やそしてまた植物がそこで生活できなくなるかもしれない。放出された熱は別の種族を繁殖させるだろう。発電所が一時止って温水の供給が中止された時のみ、それは死滅する。水温が高いと、そのうえ、食物の有機的組織を破壊し、食物連鎖を断ち切り、こうして温水によっては影響されない魚に打撃を与えるかもしれない。

川へ熱を放出することは、直接に、魚の再生産の能力を損うかもしれない。たとえば、マスの卵がかえらず、鮭はあたたかすぎる水の中へは卵を生まないだろう。発電所の付近では川を横断する熱せられた水の帯が出来て、水温に敏感な魚が産卵のために川を逆上ったり、ライフサイクルの残りの生活を送るために下ったりするのを妨げるかもしれない。魚の卵や稚魚は不自然に高い水温に特に感じやすく、損われやすい。

水中の小さな生物、魚やプランクトン、幼虫の段階のかに、えび類といったものは「吸入」すなわち冷却水とともに発電所の中へ取り込まれること、あるいは「衝突」すなわち水管の取り込み口の網へひっかかること、によって非常に多くが死ぬかもしれない。これらの問題の正味の結果は、産卵する川や入り江の再生産力の低下であるかもしれない。これは、犯人の発電所より何百マイルも離れた漁師たちの収穫の低下をもたらすかもしれない。

エネルギー需要に対する原発の貢献

原発のもたらす利益がはっきりしていれば、原子力による発電の増加という利益と、ここに概略を述べた危険とを比較検討することが容易だったろう。しかし、少くともしばらくの間、原発がエネルギー問題の解決に役立つか、あるいは実際ほとんど不足を補えるのか、現在のところ非常に疑問である。

平均して、化石燃料発電所が「オン・ライン」すなわち運転中なのは、75%の時間で、しかもしばしば事故によるのではなく、発電所の別の判断によって運転を停止することがある。原発はたったの7割運転である。これまで見てきたように修理のために閉鎖せねばならないような問題をしばしば原発は被っている。しかも化石燃料発電所では一人いれればすむ一件の修理が、原発では何十人もの労働者が必要になるかもしれない。これはなぜかというと、彼等はほんの数分で許容量ぎりぎりまで放射能を浴びるかもしれない、すぐに交替しなければならないからである。

原発が70%の時間しか運転していないというのはごまかしだ。なぜなら運転中といっても、それは最大出力で運転されているということでは、ないのである。しばしばその逆が実状である。安全性に疑問があるので、最大出力より小さい出力で運転するように原発は命じられているのである。たとえば、毎日運転されるとしても、安全を期すために発電量を30%減らすよう指示されているとしたら、その能力の70%しか発電していないことになる。

原発は、設計された能力の約80%を達成できるという前提で建設されている。しかしながら実際には、設計された能力の約57%しか達成していない。(化石燃料発電所の場合は約65%)。原発は、われわれが期待したよりもうんと少い電気しか起さないわけだから、計画したよりも電気が足りないという事態になるかもしれない。こういうわけだから、原発は今よりも不安定な電力供給をもたらすことになる。

重要な隠された問題もある。アメリカで用いられている型、軽水炉が必要とする燃料はウラン235である。天然ウランは、わずか0.7%のウラン235しか含んでいない。伝統的な原子炉は3%のウラン235を含んだ燃料を必要とする。だから天然ウランは、ウラン235が適当な濃度になるまでガス濃縮法と呼ばれる方法で濃縮されるわけだが、これが非常に大量の電気をくう。

現在、原発が計画されてから最初に運転されるまで8～10年かかる。そ

の建設とその燃料製造に費した非常に大量の電気よりも多くの電気を発電するには、どれだけの期間運転しなければならないかは、実は、正確にはまだ知られていない。予備的な研究によると、原発がわれわれに電気の純粋な増加分をもたらすのは、たぶん数年後であろうとされているし、A E Cの公表したデータによると、四年間運転すると原発の生産性は頂点に達し、以後、出力は全般に低下しはじめることが示されている。それに、核廃棄物を処理し貯蔵し、また、いったん寿命の尽きた古い原発を取り壊すために必要なエネルギーが、いったいいくら必要なのかまだ不明である。

結 論

これまで見てきたように、原発の信頼性は社会の誰もが直面しなければならない、いくつもの問題を提出している。原発はどれだけ安全か。その危険を受け容れてよいものだろうか。核廃棄物の処理について適当な解決法が今あるだろうか。全地球的に、あるいはアメリカ内だけにおいてさえ、危険な放射性物質が賊の手に渡らないという保証があるだろうか。放射能や廃熱の増加をなんとか受け容れることができるだろうか。原発はエネルギー需要に対し実質的に貢献するだろうか。

これらの問題に対する答えは、まだ見出されていない。どんな状況でも、原発はわれわれのエネルギー需要をすぐに十分に充足させることはできないのだから、原子力利用を急速に拡大しようという計画は実際、無謀きわまる。シエラ・クラブは原発「そのもの」に反対ではない。しかしこれらの問題が真面目に取り上げられ、しかるべく解決されないかぎり、原子炉を増設しようとする如何る努力にも、われわれは反対である。

(2) プルトニウム増殖炉計画に関するラルフ・ネーダーの証言

(1975年5月8日)
合衆国両院合同経済委員会

議長ならびに委員の皆さん、プルトニウム増殖炉は、(小規模だが) SST (超音速旅客機)と同じように、政府の金で養われる疫病神であり、破局的な危険と巨額の費用超過、疑わしい経済的価値をもたらすものであるが、政府のテクノクラートたちは民間電力会社の利益のためにこれを建設している。今回の公聴会がもたれたのは、原子力問題は政治問題であり、合同原子力委員会に任せてはおけないということに多くの議員が気づいた喜ばしい徴候である。

プルトニウム増殖炉の問題は、わが国の原子炉計画全般の背景を抜きにしては論じられない。この増殖炉の目的が、原子力選択の有効性を持続的に保証することにあるからだ。原子力の危険を拒否するアメリカ人が次第に増加したり、あるいはまた原子力をえらぶ以外に道はないという誤った仮定のもとにやむを得ずその危険を受け入れたりしている国民が増えている。その最中に、エネルギー研究開発局 (ERDA) は、わが国の民間エネルギー研究開発資金の約3分の1にも当る膨大な部分をプルトニウム増殖炉につき込むことを約束した。この措置は、代替資源の開発から決定的な資金を奪い去ることによって、確実に、いかなる危険があろうとも、原子力「以外」に国民は選択できないことになるのである。

ではなぜ主要電力源としての原子力を拒否する国民がふえているかという点、それは20年間にわたり納税者が多額の資金を出してきたにもかかわらず、原子力はその安全性・信頼性を自ら証明しなかったからだ。

たとえば、1973年のわが国原子力委員会 (AEC) タスク・フォースの報告(注)は、原子炉の安全性は「未解決の問題」だと結論を下した。そ

の問題は今なお“未解決”なのだ。緊急炉心冷却装置（ECCS）の妥当性は、フルスケールの実験では実証されていない。アイダホの実験施設で行なわれた2分の1の規模の実験では、6回のうち6回ともECCSはうまく作動しなかった。そして、原子力規制委員会（NRC）の少なくとも1人の専門家は、AECラスムッセン報告があるにもかかわらず、安全性の鍵を握るこの主要安全装置の妥当性が実証されていなかったことを認めている（尚、NRCはこの専門家の名前の公表を拒否している。）また、AECの他の科学者たちも、ECCSの信頼性に関するAECの保証は信じられないと公言している。

（注） “Study of the Reactor Licensing Process”（Uncensored draft） October 1973, Task Force Report to the Director of Regulation

【原子炉認可過程の研究】（未検閲草稿） 1973年10月 原子力規制責任者へのタスク・フォース報告

原子炉の信頼性のもろさと、原子力を適切に規制する能力が連邦政府にないことは、アラバマ州ブラウズ・フェリー発電所で起きた事故によっても最近実証された。この事故は、手にもったロウソクの火からケーブルを包むポリウレタン・フォームの絶縁材に火がついたのがきっかけで起った。火災はいくつかの安全装置の作動不能を同時に引き起こしたのである。放射線が周囲にもれなかったのは、運が良かったとしか考えられない。火災は7時間燃え続け、5億ドルかけた発電所に広範囲にわたる被害を与えた。このために二基の原子炉を3～6カ月も停止させなければならぬようである。

原子力発電所で、1本のろうそくが数々の主要安全装置を作動不能にして重大事故を起こしうるというこの事実より以上にショッキングな事実は以下の事件である。ペンシルバニア州のピーチ・ボトム原子力発電所でポリウレタン絶縁材の火災が起き、しかも原子力規制関係各機関は8年前にこの危険

についてすでに警告をうけていたのである。NRCが自らの誤ちから学ぼうとしないことがしばしばあるという事実を、NRCの「深層防御」安全戦略を記した複雑な図式でもってしても、おおいかくすことはできないのだ。はるかに危険な原子炉である高速増殖炉に関するNRCの安全規制が少しは成功するだろうなどと期待できるだろうか？

ところで技術上の問題点は別にして、原子力産業の安全性主張に対する最も強力な論ばくはブライス・アンダーソン法である。この法律は原子力産業経営者の事故負担額を、起こり得る損害のごくわずかに制限している。しかし、原子炉が電力会社やNRCが主張するほど安全であるのなら、なぜ全額保険をかけないのだろうか。この疑問に対して原子力産業界は満足のいく答えを持っていないのである。

現在の原子炉（技術的には軽水炉として知られている）の安全性問題に加えて、業界は原子力が経済的な災難だということを認識し始めている。原子力発電所は従来の発電所に比べはるかに複雑なものだから、建設費もはるかに高つく。そして複雑さをませばますほどより気まぐれとなり、従来の発電所より故障の回数も多くなるのだ。原子力はこのようにして、電力業界にも、（悪循環を通じて最終的なツケを払わされる）消費者にも損害をもたらす恐れがある。資金供給を圧迫する高価で複雑な原子力発電所は信頼できない。信頼性のないことはより多くの発電所の建設を必要とし、それが今度はさらにいっそう資金供給を圧迫することになるのだ。

また、たとえ原子力発電が民間電力会社にとって経済的に見合うことが証明され得たとしても、それは多額の連邦補助金と費用負担のゆがみのおかげによるものでしかないだろう。このゆがみには、真の保険費用のほんの一部しか電力会社は払わなくてもよいという制限付き保険負担、政府の工場によって提供される低額のウラン濃縮、回収される核燃料の価格を支える政府援助によって可能とされる再処理、政府が現在行っており、将来も行なうであろう安全確保の警備と廃棄物貯蔵、が含まれている。

しかし、原子力に対する直接・間接の補助金にもかかわらず、発電所を支える核燃料サイクルがもろくもくずれているため、この業界は危うい状態にある。

核燃料サイクルは主に五つの段階を踏む。ウラン採鉱、ウランを原子力発電所で使えるようにするためのウラン濃縮、ウランの核分裂あるいは発電所におけるウラン「燃焼」、原子炉の生成物で燃料として再び用いられるプルトニウムの再処理と成形加工、使用できない放射性廃棄物の貯蔵、以上の五段階である。ところが、核燃料サイクルの“後半”全体がくずれている。現在稼働している再処理工場はなく、建設中の工場もおそらく1977年までは運転を開始しないであろう。再処理工場が稼働していないため、廃棄物は発電所の一時貯蔵施設にため込まれている。それが増えていくのでERDAが現在の原子炉を一時止めようとしたほどの問題となっている。

日本最初の原子力船の原子炉の放射線漏れを止めるために汚れたくつ下を用いた日本の船員と同じように、原子力業界は「一時貯蔵能力を拡大する」方法をあれこれ物色している。

最も決定的な問題は「25万年間有毒な放射性廃棄物をどうするか」である。処理は「単なる技術上の問題」にすぎないという見込みと主張が20年間なされたにもかかわらず、この問題は、未だに解決されていない。原子力支持者と同じくらい多くの放射性廃棄物の完全な処理方法があるが、しかしいざ実行の段になると、役に立たない。

下水道が過重負担になって汚水処理ができなくなると、下水を停止させ下水道配管の新設を禁止するものである。理にかなった社会政策をとるならば、放射性廃棄物の問題が解決されるまで、どんな原発の新たな建設も許されるべきではないのではないか。ところがフォード大統領の対応は、原発の建設を4倍にするよう勧告することだった。市民は議会がもっと道理にかなった態度をとることを期待している。

我が国が増殖炉の開発へ突き進む前に、軽水炉（LWR）の問題点を挙げ、増殖炉がそれを解決してくれるのかどうか問うてみるのが論理的というものだ。結論は否である。

(1) 増殖炉は、原子炉の安全性に関する問題を解決しはしないだろう。増殖炉の燃料はプルトニウムとなるだろう。これは人類の知りえた限りで最も強烈な毒性を持つ元素である。100万分の1グラム未満のプルトニウムで実験用動物にガンをもたらしした。また、原爆の原料でもある。増殖炉の冷却材は水ではなくてナトリウムになるだろう。これは非常に腐食性が強く、水や空気に触れると爆発する可能性がある。

炉心崩壊事故として知られる事故を増殖炉は経験するかもしれない。この技術的婉曲な表現を日常語で表現すると、増殖炉が爆発するかもしれないということだ。燃料が再配合されて、TNT数百ないし数千ポンド級の小さな核爆発を起してしまう可能性もある。

炉自体が爆発し致命的なプルトニウムが放出されるような事故をひき起す危険が増殖炉にはある。そうなったら、増殖炉のプルトニウム重大事故の惨状は、現在の軽水炉で起りうるひどい事故を上まわるだろう。プルトニウム増殖炉の惨たんたる事故の範囲のいくつかの面を、現在ある炉のひとつで起きた重大事故の結果を描写すれば、知ることができる。原発の大事故の結果もたいしたことはないだろうと主張するために、多くの人々がAECの原子炉安全調査（ラスムッセン・レポート）を利用している。しかし、1975年4月28日に公表された、AECのラスムッセン・レポートに対する論評のなかでアメリカ物理学会はこのレポートが原発事故の結果をひどく過小評価していることを発見した。物理学会はこう結論した。原子炉事故は

10,000ないし20,000の死者、22,000ないし350,000の負傷者、3,000ないし20,000の遺伝学的欠陥、そして大規模で永続的な土壌汚染をもたらすだろう、と。

前述したように、現存する原子炉を適切に規制する能力を政府が持ってい

るかどうか、非常に疑わしい。軽水炉の安全性のための計画を縮小した産官複合体の勢力は、NRCがもっと危険なプルトニウム増殖炉計画に必要な安全設備を要求しないように、またしてもひどい圧力をNRCにかけた事が、最近、明らかになった。

最も新しい、証拠となるものは、クリンチ川実験用増殖炉(CRBR)に参加する民間電力会社(複数)とERDAとの契約取り決めに関するGAO(会計検査院)の1975年4月4日の報告の中に見出せる。CRBRのねらいは、プルトニウム増殖炉というものの実行可能性を示すことにある。契約取り決め案では、もし根本的な設計変更が命じられた場合、電力会社はCRBR計画から降りることが許されている。原子力規制委員会が要求するであろう根本的な設計変更とは、「炉心捕獲装置(CORE CATCHER)」と呼ばれる安全装置である、と会計検査院の報告は指摘している。この装置は増殖炉が結局のところ建設されるのであればどうしても必要な安全性の代りである。と数多くのフリーの科学者たちが信じているものであり、その目的のひとつは、原子炉事故発生後、第二の核爆発が起るのを阻止することである。「参加電力会社はCRBRの設計に炉心捕獲装置が含まれることに反対である有力なきざしがある」と会計検査院の報告は指摘する。もちろん、この装置が要求され、その結果として電力会社が計画から降りた場合、プルトニウム増殖炉というものの、電力会社の電源としてもつ実行可能性は示されないことになる。増殖炉実験計画の目的は、増殖炉計画が商業ベースで実行可能なことを証明することである。すなわち電力の主要な源泉としてのプルトニウム増殖炉に、電力会社が投資するつもりであることを示すことである。NRCがこの装置を要求し、電力会社が降りることになれば、クリンチ川計画の理論的根拠は全く否定されることになるだろう。

安全性のための必要条件に不満があれば、電力会社は計画から降りることが許されているのだから、この契約規定は、原子力規制委員会がこの装置を要求しないよう圧力をかけるのと同じことになるだろう。会計検査院報告は

こう述べている。「炉心捕獲装置が必要だとする原子力規制委員会の決定がひき起すであろう結果は、この規制委員会が結論に達するうえで、非常な圧力となるかもしれない。」

(2) ウラニウム燃料サイクルの問題と危険性を増殖炉は解消しないであろう。それどころか、さらに危険なプルトニウム燃料サイクルを維持することが必要になるだろう。増殖炉の生成するプルトニウムは再処理され、加工をくわえて燃料棒にされなければならない。原子炉から再処理工場、加工工場、再び原子炉へと、プルトニウムは年間数万回も道路上を運ばねばならない。プルトニウムを操作し管理する能力が民間営利部門にあるかどうかを問うてみるのは理の当然だ。結果は、民間営利部門は全くの無能力ぶりを示してきたのである。1974年9月『サイエンス』誌は、プルトニウムを扱った四大民間会社原子炉の記録を調査した。『サイエンス』の記事はこう述べている。

「……………彼等の誰一人として技術を使いこなせているようには見えなかった。

被覆箱 (Glove box) の漏れ、作動しない放射線監視器、指示に従わない従業員、AECから安全管理や従業員の訓練を怠り不相当だと非難された管理者、連邦規則や免許条件の不履行、廊下の各所で検出されたプルトニウムの漏洩がくりかえし起っていることを、その記録は明らかにしている。さらにプルトニウムは、六回も、施設の境界を越えて、自動車、家庭、少くともひとつのレストラン、またある例ではニューヨーク州の郡保安官事務所にまで及んで検出されている。

民間営利部門の欠陥のうち、最も困る点は、おそらくこの民間営利部門ではこの特殊な核物質を防衛し、責任をとる能力がないことである。『サイエンス』の記事もまたこれを証明している。プルトニウムは極度に激烈な毒性を持っているだけでなく、また核兵器の原料ともなる。熱烈で熟練したテロリスト団がプルトニウムを10～20ポンドばかり盗んでも、これから非合法的な核兵器を製造する可能性がある。この核兵器はたった一台の自動車で運

搬できるのに、TNT火薬100トンに匹敵する潜在的爆発力をもっている。最近NETのテレビ番組で、この潜在的爆発力の威力がよく示された。番組の一部で一人の平均的な理工系学生に原子爆弾をつくらせた。この学生は短時間のうちに原子爆弾1ケをつくったが、スウェーデン国防省の専門家たちは、これが爆発するものと判定した。

AECの推定によると、民間営利部門において2000年までに毎年22万キログラムのプルトニウム(1キログラム約2.2ポンド)が扱われるという。プルトニウム量の計算において誤差の範囲は現在のところ約1%であると認められている。このことは、計算できないプルトニウム約2トンが、毎年日常茶飯事に出ることを意味する。12ポンドのプルトニウムで非合法的な核兵器1つをつくれるのだから、これは原子爆弾350個分を製造できるわけで、しかも誰一人としてこのプルトニウムの紛失、盗難に気がつかないのである。

たとえテロリストに核兵器製造の知識がなくても、盗んだプルトニウムをどこかに放置したと脅かすだけでも大混乱をつくりだすことができるだろう。プルトニウムが居住地域にばらまかれると、その激烈な毒性のために猛烈な危険が発生する。フランスの原子力発電所で最近起きた爆弾2ケの爆発がこうしたことが起りうることをよく物語っている。

もしわが国がプルトニウムを燃料として使う増殖炉に依存するとすれば、プルトニウムの盗難を防止するために(いや、もっとありそうなことは、盗まれたものを発見するために)、最も異常な措置がとられねばならないだろう。NRCの暫定的提案のひとつに、核物質の盗難を抑止ないし探偵するために、連邦プルトニウム警察なるものを設置するというのがある。この国家警察がプルトニウム盗難を防ぎうるか否か疑問であるが、たとえ可能だとしても、こうした警察力が個々の市民の自由にどのような脅威をもたらすかが問題にされねばならない。わが国ではすでに麻薬摘発のさいに「ノックなし」の緊急家宅侵入をまちがってお門違いの家にかけたことがあった。プルト

ニウム盗難の場合に、兵器に製造される前にプルトニウムを取返そうとしてあせった警察が、よりはるかに由々しい権力濫用をしないということがあるうか。

問題は次のことである。資源保護や太陽・地熱エネルギー等といった現実的な代案があるのに、増殖炉やその関連技術の形態でもって、安全保障上ゆゆしい問題を国中にまきちらすのはなぜか？

安全保障問題に対するNRCのもう一つの提案は、プルトニウムの処理・運搬に関係するすべての人間にわたって、広範囲に治安上の身上調査を行うということである。プルトニウムを使わない現在の原子炉発電でさえも権限もないのに市民監視を行っている。テキサス州警察は原子力発電批判者に関する一件書類をまとめたことを認めた。バージニア電力会社は州議会に対し、バージニア州内のどこでも誰でも逮捕したり、市民の秘密記録を見たりする権力を備えた会社専用の警察を設置する権限を会社に与えるよう要求した。オクラホマのカー・マギー（Kerr-McGee）燃料加工所では、ウラニウムペレットが工場外で発見され、工場の保健・安全措置について疑問を出した人の一人が不可解な状況下で自動車事故で殺された。その後で、カーマギー社は従業員に対し「自発的に」ウソ発見器の検査を受けるようにと命じた。このテストで従業員は、原子力反対グループと何らかの接触を行ったかどうか、組合活動に活発かどうか、新聞記者と話したことがあるかどうか尋問された。プルトニウム燃料循環が採用される以前においてさえ、このような権力濫用が起こっているとすれば、プルトニウム再循環が実施されたときには、気がいじみた治安上の身辺調査、日常茶飯事のように行われるウソ発見器テスト、および保障のための情報管理（Security Clearances）といった全体主義国家のような精神状態をもたらすだろう。

まとめて言えば、わが国も世界も「プルトニウム経済」への備えがまだまだできていない。テロリストがプルトニウムを非合法的に確保するのを何とか防ぐことができるという単純な仮定にたって、敢えてプルトニウム経済を進

めようとするのであろうか？市民の自由をとてつもなく侵さないですむ適当な治安対策を開発することは可能だろうか？われわれが知るように、産業界にはプルトニウムを扱う能力が欠けていることはよく証明されている。これを心配しているからこそ、責任ある市民は、増殖炉開発に反対するだけでなく、軽水炉燃料としてプルトニウムを再循環させる暫定案にも反対するようになったのである。プルトニウム増殖炉の阻止はガン予防計画の主要なものである。

(3) 増殖炉は放射性廃棄物の問題を解決しないだろう。むしろ問題を増やすだけである。増殖炉から生み出される廃棄物は量的には軽水炉から出る廃棄物に匹敵する。原子力当局は、この増殖炉廃棄物に対する処分解決案を、軽水炉のときより以上に開発していない。E R D Aが議論している解決案は紙切れの提案にすぎないのだが、廃棄物を守護する域を出ていない。廃棄物守護はうまくいっても1,000年間にわたって必要だろう。最悪の場合25万年もかかる。この長い期間からして、人類の制度の安定性のみならず地質学的地層そのものの安定性も疑わしくなってくるだろう。

(4) 増殖炉開発計画は原子力産業の経済問題を解決しないだろう。自然資源保護審議会 The Natural Resources Defense Council (これも今日証言するのだが)が説得力をもって示しているように、増殖炉開発計画は経済的に育成不可能であり、必要でもない。しかも他のエネルギー代案をしめ出さなければ、増殖炉推進の決定は10年先にのばすことができる。プルトニウム増殖炉開発の決定をのばせるといふ彼らの主張は、増殖炉開発計画の環境に及ぼす影響に関して行ったE P Aの論評によって最近確認されている。1970年から2020年にいたる期間の電力需要増加についてA E Cは明らかに過大評価していたとE P Aはのべている。

増殖炉計画を苦しめてきたコスト超過は、むしろ、同計画の総コストに関する現在の見積りが少なすぎることを示している。1960年中頃、増殖炉計画は全体で20億ドルかかると推定されていた。この額はすでに使い果た

してしまっているのだが、ERDAは同計画を完遂するにはさらに80億ドルいると予測している。増殖炉計画の一環である、高速中性子束試験設備（FFTF）は、1966年に8750万ドルで認可された。1974年6月会計検査院（GAO）はFFTF計画のコストを9億3300万ドル以上と見積っており、これは当初予測の十倍以上に当る。

増殖炉計画で第二に重要な部分は、実証増殖炉であるクリンチリバー増殖炉（CRBR）である。CRBRのコストを推定した最初の公式の額は、1973年では7億ドルだった。1974年7月、CRBRコスト推定額は17億ドルにのぼった。約1年でCRBRのコストは2倍になった。しかも同計画の完了は1982年より早くはないというのである。

増殖炉計画は『わずか』百億ドルにすぎないというERDAの訂正推定額でさえ、増殖炉計画のコストをかなり内輪に見積ったものである。ERDAの推定がそのコストを控え目にのべているのは、それが資本コストの非現実的な算定にもとづいているからである。また隠された大きなコストを計算に入れていないからである。隠されたコストに関しては、ERDAは早期増殖炉の経営者に支払う筈の補助金をわずか3億ドルと推定している。

この補助金が必要だというのは、早期のプルトニウムによって作り出される電力コストは他のエネルギー源から得られる電力コストより著しく高くなるからである。1975年4月28日の会計検査院報告では、補助金総額は20億ドルになるであろうと書かれている。

非現実的な資本コストの推定という点では、The Near Commercial Breeder Reactor（1980年中期に建設予定）の資本コストをERDAは「KWあたり1,000ドル程度」、つまり20年の運転経験をへた後の1980年代に建設される軽水炉のコストなみだと仮定している。民間用規模の最初の炉であるNear Commercial Breeder Reactor（NCBR）が、1980年代の軽水炉のコスト程度であるとは信じがたい。最初の民間用増殖炉であるNCBRの資本コストは、同時期につくられる軽水炉の

コストをはるかにうまわるだろうと考えたほうがずっと論理的である。

(5) これらの数字は増殖炉の最後の欠点をありありと物語っている。そしてその欠点というのは研究基金を横領しているということだ。

フォード政権は、1976年会計年度で増殖炉計画に5億ドルをあてることになっている。この額は、76年度民間エネルギー研究開発予算総額のまるまる35%にあたる。原子力エネルギー計画のすべてを合わせると民間エネルギー研究基金の67%を占める。将来のプルトニウム増殖炉費用に関するAECの公式計画の最終的見積り、つまり計画完了までに必要とする80億ドルという額は、石炭ガス化、(直接および間接の)太陽エネルギーや地熱に関する技術、進んだスチーム・サイクル、MHD、化石燃料流量制御、多種多様のエネルギー貯蔵システムを含む、非原子力の、より安全な技術のすべてを開発するのに必要な研究開発総額に関して、最近、連邦動力委員会が行った推定額を超えるものであることは意味深長である。

それほど膨大な研究開発予算を吸い上げる計画なら、学界からほぼ満場一致の賛成を得たであろうと考える人もいるであろう。ところがそうではない。原子力の開発推進に疑問をいだいた「科学と国際問題に関する科学者のパグウォッシュ会議」(The Pugwash Conference of International Scientists on Science and World Affairs)は、増殖炉は原子力の危険を高めるという理由から、これ以上の増殖炉開発に反対をとらえた。

原発の賛同者もまた現在の増殖炉計画が賢明かどうかについて疑問をいだいている。ベクテル・コーポレーション重役のW・ケネス・デービス氏は、「国家エネルギー研究開発計画の重要問題に関するコーネル・ワークショップ報告」(the Report of the Cornell Workshops on Major Issues of our National Energy Research and Development Program)に異議をはさみ、こう述べている。

「現行のLMFBR(液体金属燃料増殖炉)計画に与えられる優先権と費用は、石炭転換研究開発といったようなことがらを含むさまざまな必要性と

比べてみても、また現行の増殖炉計画が必要とする時期までに有益な目的をとげられるかどうかの可能性を考え合わせてみても、再検討される必要がある。」

とくに、クリンチ・リバー増殖炉に関し、ERDAは同炉を建設段階にまで進めるために1億8100万ドルを要求しているが、コーネル・ワークシヨップのベイズ・パネルが出した10/22草案では、「これほど性能の悪い炉はまったく役に立たない」と述べている。それをめぐって学界の中ですとどく対立している研究開発計画のために、多額の費用を、議会は責任をもって割りあてることができない。

エネルギー研究予算が原子力エネルギーにかたむいているかぎり、原子力は自分が望む予言どおりになるだろう。増殖炉が基金を大幅にとってしまうため、より安全で、きれいな、再生可能なエネルギー研究が妨げられる。この再生可能なエネルギー源とは、太陽熱、地熱、風力、ゴミ焼却、廃棄物の燃料への転換を含む。このいずれも、わが国でまた外国で、現に今、日常的に利用されている。

これらのエネルギー源にともなう技術的困難は、原子力の困難さにくらべると、はるかに容易に解決することができるものである。原子力の問題は、たゞ技術的に困難であるというだけでなく、不安定な社会にともなう困難さでもある。再生可能なエネルギー源の事故は、たった1回の原発事故の結果にくらべてもほんの小さなものである。これらの理由で、増殖炉計画は中止すべきであり、新しい、調和のとれた連邦エネルギー研究計画をたてるべきである。

要約すれば、他の技術での経験に立って増殖炉の危険を判断すべきである。他の技術でも、その推進者の主張にもかかわらず、大災害をひきおこしている。

宇宙計画に対し金をおしまなかつたのに、アポロで火災が発生した。

タイタニック号は不沈といわれていながら沈没した。

安全でない医薬品から大衆は守られている、とたえずわれわれは業界や連邦取り締り当局から聞かされていたが、何千人もの赤ん坊がサリドマイドで奇形児になった。原子力でも同様のことが起らないと誰が保証できようか？

(3) 原発の冒険

(ル・モンド紙 “社会・政治生活欄” 19号, 1975年3月)

原子力エネルギーに関する素朴な話が宣伝されている。しかし現実にはもっと冒険的な、違ったものになるだろう。

1. まず技術的冒険：

原子力発電所は、今までの経験からは到底考え及ばない複雑な問題につき当る。事故が沢山おこる。実際の発電量はアメリカで予想された量の約40%である。生産の連鎖は巨大になる。ウラニウム鉱山、精錬工場、ウラン濃縮工場、金属ウラン棒の生産、ウラン棒の再処理、廃棄物の処理、廃棄物の硝子化、それにすべての過程で必要な放射性物質の輸送。数万人の技術者が必要となるだろう。

2. 経済的・財政的冒険：

25年間に200の原子炉ということになると、たとえばそれに必要な特別の鉄筋コンクリートの莫大な量を生産構築するエネルギーが消費される。アメリカでは原子力発電所建設に要した電力量は、ここでの発電電力量の8～10倍に達した。(100万キロワットの原子炉4基をそなえた原子力発電所の建設費は4,500億円に当る60億フランで、ただし(燃料や財政的諸支出は含まれていない)これらにあてるためには外国からの借款が必要となる。

3. 健康・環境保護にとっての冒険：

一つの原子力発電所による汚染が極めて僅かだとしても、多くの発電所全体では無視できなくなる。それに生産の全連鎖、配電（高圧で2万キロメートル）などの過程でおこる汚染や危険が加わる。

4. 政治的冒険：

テクノクラートが権力を握る新しい社会の危険。外国の政策へ依存するようになる。

結論：

工業的な、中央集権化された、高度技術的な、過大消費型の、抑圧的な社会を選択する前に、考えられるいろいろの問題を知って、原子力エネルギー問題を再考しなければならない。

(4) シエラ・クラブとは

シエラ・クラブは145,000人の世界的な会員をもつ市民団体で、1892年に設立された。クラブは、合衆国その他の国々で自然環境の質を回復し、総合的な生態系を維持するために活動している。これらの目的を理解し、支持してもらうために一般の人々を教育すること、これがクラブ計画の一つの基本的な部分である。

シエラ・クラブは1972年に国際計画をうちたてた。その目的は環境問題にたいする自覚を世界の人々に呼び起こし、環境問題のもつグローバルな性格についてのよりよい理解を打ちたてることにある。国際事務局はニューヨークの国連本部の向いにおかれている。シエラ・クラブはジュネーブ、ローマ、ロンドン、パリ、ナイロビ、オーストラリアに代表をおいて、国連環境計画や国連専門機関、環境問題にとりくむ市民団体との緊密な連けいを保っている。

国際事務局は公的な出来事や特別セミナー、タスク・フォース、会議につ

いての積極的な計画を実行し、多くの国々の市民グループとの不断の情報交換を保っている。これらのさまざまな活動は、情報によりよく通じた政策決定者をますます多くつくり出し、監視を怠らぬ大衆の活動をのばしていくことを狙っている。大衆がひとたび関心を示しさえすれば、政府はますます行動せざるをえなくなるだろう。

国際事務局の計画は、クラブがなが年特にかかわってきた環境問題にたいする憂慮、さらにはそれをなが年とりあつかってきたという資格から展開されてきたものであった。そして現在は、人間環境（Human Environment）に関する国連会議で、主要な国際的関心事として認められている領域に焦点をあてている。

環境問題に関するタスク・フォース

専門家の指導のもとにある専門別タスク・フォースは、熱帯森林の開発や、海洋環境、観光、国際環境法、南極に関するシエラ・クラブの政策を展開し、且つそれぞれの分野でイニシャチーブを展開するための調査を行なう。

▲海洋環境タスク・フォースは、海洋法の草案条約の政策をどのようにたてるかのガイドラインを展開してきた。そして海洋法に関する第三回国連会議で、強力な国際基準と義務を促進するために、多くの国々の市民団体と協力している。

▲熱帯森林に関するタスク・フォースは、熱帯森林の管理をする場合、バランスのとれたアプローチができるような一連のガイドラインを展開するために、ヴェネゼラ政府機関や環境保護運動の指導者たちと協力し、パイロット調査研究を行っている。このタスク・フォースの参加者は国際的なエキスパートや各国からえられた公務員たちで構成されている。

▲国際観光に関するタスク・フォースは、観光需要や経済開発がますます進展していくにつれ、脆弱な島の生態系を保護していくことの必要性を強調している。フィルムや特殊研究プロジェクトを通して、生態学的に健全な観

光開発をすすめるにあたってのさまざまな国際機関の役割がどうあるべきかの探索をやっている。

▲国際法と環境に関するタスク・フォースは、地球的規模での環境保護を進める一つの手段としての環境アセスメントのための国際的同意と手続きについて活動するためにつくられた。

▲南極に関する専門家の作業グループは、この脆弱な地域の天然資源を開発しようという圧力が今後ますます加わるであろうことを見越して、形成されつつあるものである。

環境情報センター

▲特別な出版物やニュースレター、各国の指導者のための分科会を通し、シエラ・クラブ国際事務局は環境保護グループ間のコミュニケーションを促進し、国際問題に関する行動の共同計画をたてた。事務局は、手短かに情報を伝えるパンフを出したり、セミナーを開いたり、新聞記者会見をしたり、海洋環境を守る必要性に注意を向けさせる努力の一部として、大洋の問題に関する特別の出版物を出している。

▲クラブは欧州や北部アメリカの環境問題指導者会議を英国のサセックス大学で主催した。共通の環境問題に関する情報と活動交流のネットワークを打ちたてることを目的とした会議であった。この集りから、海洋法に関する国際環境提携が生まれた。

▲諸団体や研究機関が情報を交換し共に活動することができるようにと、シエラ・クラブは、クラブの特別出版物として、最初の「世界環境団体便覧」を出版した。殆んど世界各国から1500の登録申し出があった。この便覧は定期的に改訂され、内容を最新なものにする。

▲国際事務局は、「国際情報」(International Report)という環境問題に関するニュースレターを二週に一回出している。このニュースレターは環境問題の指導者や、政府ならびに国際的な公務員、大学宛に送られ

ている。(購読料は5ドル、シエラ・クラブ財団への寄附として免税される。申込みはSierra Club, IR. 1050 Mills Tower, San Francisco, Ca. 94104 USA)

▲世界の環境秩序に与える軍事的インパクトは、シエラ・クラブから発行されたパンフレット特集号の主題となっている。このパンフレットはグローバルな環境に与える軍事的行動の影響が次第に増大していることに人々の注意を喚起しようとして作られたものである。「大気、水、土地、戦火」と題されるこのパンフレットはルース・B・ルッセル氏によって編集され、化学的・生物的戦闘、気象変更、及びインドシナにおける生態系破壊といったような問題の環境的側面をとりあつかっている。

教 育

▲国際事務局は夏期調査や開講期間中の現地調査の計画をはじめた。このプログラムに従事する学生は、それぞれ特定のプロジェクトを計画し遂行するに当って、環境的諸要因がどの程度考慮されるべきかを決定するための国際開発計画に関する調査を実行する。現地調査計画はそれに必要な基金が別途に追加されることになるだろう。

▲シエラ・クラブは地域社会段階での一つの国際的な計画を組織しようとしている。さまざまな地域の環境問題の指導者のための国際ワークショップが催され、諸外国の指導者たちとの交換訪問が積極的に押しすすめられることになる。それはグローバルな諸問題の理解をますます広めるためである。

▲国際事務局は、一年中、大学生や市民グループのために大衆集会やシエラ・クラブの情報を伝える会議を開催している。(シエラ・クラブ国際環境事務局資料より)

3. ニュース・トピックス

(1) フォード大統領 消費者保護庁設置法案に反対

Richard L. Madden

(ワシントン発4月17日)

フォード大統領は、今日、彼が連邦消費者保護庁設置法案に反対である旨を発表した。

同法案に関しては、今月、上院で討論されることになっていたが、フォード大統領は議会委員会委員長宛に書簡を送り、そのなかで、“消費者の利益があらゆる政府行動のなかで十分に考慮されているかどうか確めるよう”あらゆる行政行為を検討することを、連邦政府諸機関に指示したと述べている。そのため、彼は同法に関して、“これまで以上の行動をとることを延期してほしい”と議会に要請した。この法案は、たとえば自動車の安全基準を設けるとか、航空料金を設定するとかといったような、連邦政府の行う殆んどあらゆる行政行為に消費者利益を代表する権限が法によって与えられる消費者主張のための庁を設置しようというものである。

官僚機関を増やすことに反対

“政府機関のなかで消費者の意見がよりいっそう代弁され保護されることのために、最初の3年間に、それにもなう費用が6000万ドルもかかり、数百人もの連邦政府の職員を新たにつけ加えねばならないような連邦官僚機構をもう一つ設置する必要があるとは思えない”とフォード大統領は語り、さらにつけ加えた。

“消費者を護る最善の道は、政府の現存する制度を改善すればよいのであって、このうえさらに新たなものをつけ加えることではない”と。

フォード大統領の法案延期要請にもかかわらず、法案支援者は法案の速や

かな通過のために引き続き努力をつづけるといっている。法案通過の指揮者である上院のエイブラム・A・リビコフ議員（民主党、コネチカット出身）は、今日の午後、大統領に手紙を送り、今年はどうしても法案を通過させるべきであり、フォード大統領も結局は支持に廻ってほしいと述べている。

下院で法案を支持する二人の重要な議員であるベンジャミン・S・ローゼンタール（民主党、クイーンズ出身）とフランク・フォートン議員（共和党、ニューヨーク出身）は、大統領の延期要求はまことに遺憾だという共同声明を出した。その中で、議会の超党派多数が、“責任ある企業や消費者グループに支持されて、この十分に審議された立法を速かに認めるだろう、とわれわれは予言する”と述べている。

法案は、昨年、下院を圧倒多数の賛成をえて通過したが、上院で議事進行妨害のためダメになった。今年は上下両院で民主党が多数を占めるようになり、且つ議事妨害を終らせるには $\frac{2}{3}$ の多数をえねばならぬという規則の代わりに60票でよいという上院の規則改正が行われたので、法案通過にはもってこいだと法案の支持者も批判的な者も語っている。

上院政府運営委員会は、先月、同法案を承認した。上院が動くまでは、下院が同法案をとり上げることは期待できない。

消費者保護庁の任務

連邦政府のさまざまな行政行為に消費者利益を代表するほかに、提案されている新しい消費者保護庁は、場合によっては、裁判所に判決を訴えることもできる。また製品やサービスについて苦情をあつめ出版することもできる。製品のテストをし、大企業に質問項目を送ることもできる。

“各省庁はもっと消費者の要求に答えるようにならねばならないということを一般大衆や議会が憂慮していることは認める。これは改革されねばならないことだ”とフォード大統領は言明した。

現在行われている努力を検討し消費者を代表するよう各行政機関に要請

することのほかに、各取締機関当局の長やメンバーに会って、取締過程を改善するためにはどうすべきかを大いに討論したいと大統領は語っている。“私は大衆が最も効率のよい最も効果的な公共サービスを最も安い費用で受けられるようにしようと決意している”と彼は語った。

N. Y. T. 1975. 4. 18

〔訳者註 その後、消費者保護庁案は去る5月15日、上院を通過した。〕

(2) 怒れる農村 “Rural America, Inc.” の結成

Roy Rood

(ワシントン発4月19日)

怒れるアメリカ人 田舎に住む人々の声を表明するために新しい組織がもう一つ設立された。

この団体は「Rural America, Inc.」(田舎のアメリカ)と名づけられた。アメリカが大都会のこと以外にも熱中しているのに憤りを感じた、小さな町や田舎に住む数百人の人々が、今週ワシントンにやって来てこの組織を結成した。この人たちが日頃感じていることは、政府は都市に住んでいない5,000万人以上のアメリカ人のことにあまり注意を払おうとしていないということである。

ワシントンにやって来たこれらの人たちは、普通の田舎の人に比べ、政治的にはより積極的な傾向をもっている。またある場合には、田舎の利益を代表する都会人であるような向きもあった。多くの人々は社会事業家、財団の執行部、労組や協同組合メンバー、学校の先生、住宅問題の専門家、政府の職員などであった。

農民も参加

しかしグループはまたかなりの数の農民を含んでいた。たいていは小農で自分たちは「アグリビジネス」や連邦農務省の強力な権力で妨害されている、と考えている人たちであった。

この団体は、田舎の議会を監視し、人々に影響を与える法がもっと田舎の人々に有利に実施されるよう連邦政府の諸機関に働きかけようというのである。資金は財団や会費、電力協同組合のような私企業からもらうこと。「Rural America, Inc.」は、全国農村センターの結成の後を追って出現したものである。このセンターは農村の問題を研究し、その解決等を提唱する組織で、財団資金で賄われるとのこと。Rural America の結成期間中、その議長をつとめた作家のリチャード・J・マゴレス氏と、ワシントンに会を召集した農村住宅同盟の執行理事であるクレイ・L・コーチュラン氏は、Rural America と新しい農村センターは互に補完し合ってほしいと希望している。

田舎と小さな町（2,500人以下の）の住民はアメリカ人口の約 $\frac{1}{4}$ を構成しているが、国の諸問題の中では全く不釣り合いな分け前しかもらっていない。この不均衡の原因は連邦政府の差別によるものだ、とこの会合にきた数十人の人々はこもごも立って訴えた。

金は都市に流れる

“アメリカの殆んどの貧しい住宅は農村地帯にある。而も殆んどの金は都市に流れる。貧乏人の援助についても人的資源の訓練計画についても、その他数え切れないさまざまな領域についても、同じことがいえる”と南ダコタ出身のゼイムス・Gオボウレゼック上院議員（民主党）は発言した。

マサチューセッツ出身のエドワード・Mケネディー上院議員（民主党）は、都市の保健問題により多くの努力を費いやしたことについて語った。“アメリカ全体を通じ、665人に1人の割合いで医者はいる。しかしながら農村地域では、1人の医者にたいしてその2倍以上の人がいることになる。”

他の人々も同じような例をあげた。鉄道やバスのサービスは農村地域では減少の一途をたどっている。町や村、露天採鉱、レクリエーション開発は、毎年、農村の150万エーカーを喰いつぶしている。農村の子どもは都会の子どもに比べ、学校に行かないものが、前者が5.3%、後者が3.8%と農村の方が多い。

しかし会合で、いちばん力強いそしてながい拍手が起ったのは反“アグリビジネス”——つまりアメリカ農業をのっとり、小農を土地から追っばらう会社・ビッグビジネスに反対する訴えに集中した。Rural America, Inc.が、何らかの組織的な方法で、その方向に向って戦闘を開始する指令をすでもつていたことは明らかなようだ。次から次へスピーカーは立ち上って燃えるような激しい言葉で会社・大企業の農業のつとりを公然と非難した。

マクガバンの発言

南ダコタ出身の民主党ジョージ・マクガバン上院議員は、大規模の資本集約的農業は、“人々をいや応なしに土地から職場のない都市へと移させ、食糧生産を禁じ、多くの人々を搾取して少数者のために富をかせぐような農業構造を積極的に押しすすめるものだ”と語った。

セントルイスのワシントン大学自然システム生物学センター所長バリー・コモナー博士は、“アメリカの農民は「国内帝国主義」によって握られている。巨大産業会社はアメリカの農村から一つの植民地をつくり上げた。スタンダード石油がその製品を昔の中国に押しつけたように、合衆国産業は、大地の自然の生産力に脅威を与える化学肥料や殺虫剤のようないちばん儲かる生産物の便利な市場へとアメリカの農村を変形してしまった”と語った。

あるものは、大会社をしてやすやすと農業に入りこませる租税の優遇措置をやめさせるべきだと熱心に訴えた。他のものは、いま議会で懸案となっている“家族農業反トラスト法案”(family farm anti-trust bill)の実施を要求した。この法案はシャーマン反トラスト法を延長して、農業経営

をやっている垂直統合企業をもカバーすべきだという提案である。

おそらく最も激しい公然たる非難は、もと全国農民組合のオルガナイザをしていたゼイムス・G・バトン氏から出された。彼は火曜の午後の最後のスピーチに立った。

彼はこれまでしばしば共産主義者とか社会主義者と呼ばれてきた——“私は生涯ずっとそういわれてきた”——と彼は述べ、“合衆国がこれまで喜んでずっと耐えてきたように思われる中央集権計画とは、要するに巨大石油会社やゼネラルモーターズ、それに類したもものどもによって行われてきた計画のことだったのである”と言った。また、“われわれはいままさに企業社会主義国家にいる”と言い、参加者は大きな拍手を送った。そして、“農民と労働者と都市と農村の一般の人々がいっしょになって、共通の利益のために闘うときのみ、それは打倒されるのだ”と彼は言った。

(NYT. 1975. 4. 19)

(3) 「知る権利」法改正要求

政府各省庁にたいするガイドライン提案

(オールバーニー発、2月17日)

ニューヨーク州民は、州の任命した知識の自由に関する委員会の作成した提案にもとづいて、政府官吏に公約記録を公開させることが以前より容易にできることになろう。

コロンビア大ジャーナリズム・スクール学部長、イリー・アーベル氏を委員長とするこの委員会は、昨年成立した。市民に政府が目下何を行なっているかを知る権利を保証する法律の改正を提案している。この委員会は、上述の法律によって、政府に公開すべき情報を勧告し、市民の見ることのできるものについての規則・意見を発表し、その法律自身の改善のための提案をする

責任を負わされている。

第三の権限にもとづいて、委員会は、公的文書に関して法律をたてなおし、公的な事業のほとんどが公開された会合で行なわれなければならないことを取り扱う別の法案を作成した。

アーベル氏および専務理事のルイス・R・トムソン氏は、提案された変更を次のようにまとめている。

▲現行法は、どのような公式記録を市民が閲覧できうるかを示している。改正案では、他のものはすべて閲覧できるものとの前提で、閲覧できないものを示す。

▲市民が記録を閲覧したいと思ったが役人がこれを拒否した場合、人員が少なく、常時動いていない性質の委員会に訴えるのではなく、裁判所に市民は訴えることができる。

▲訴訟において、立証責任を負うのは、知識の求めを拒否した役人側にあるのであって、提訴した市民の側にあるのではない。そして、政府側敗訴の場合は、市民の訴訟費用を政府が支払うよう裁判官は命ずることができる。

トムソン氏は、記録にたいする市民の利用に関する委員会と正式に名づけられているこのグループは、今までひと月に、公開さるべき記録についての意見を30の割でだしてきた、と言った。

マルコム・ウイルソン州知事時代の末期に任命された委員会は、間もなく、自身の提案について、立法部門の指導者およびケアリー州政府と議論をはじめようとしている。

(4) 「日本は我々から搾取している」

— パプア・ニューギニアの主張 —

Margaret Wilson

間もなく完全独立するパプア・ニューギニアの人々は、日本が彼等を食いものにしている、と怒り、非難している。1974年の数字によれば、日本からパプア・ニューギニアへの輸入は、驚くほど増えている。道行く乗用車やトラックのほとんどが日本製で、店先は日本の工業製品でいっぱいだ。

ヒシモト・トラオ日本総領事は、「日本のビジネスマンは、信用できない。パプア・ニューギニアの人たちが、こうしたビジネスマンとかかわり合わぬよう、私は忠告しているし、私自身もかかわり合いたくない」と語った。

パプア・ニューギニアが完全な独立国になろうとしている今、このような率直な発言は観迎されている。日本のセールスマンが、入口のドアに足をしっかりとさみ込んで、ドアが広く開かれるのを待ち構えているからだ。

東京で発表された数字によれば、パプア・ニューギニアの日本からの総輸入量が、1974年の間に驚くほど増えている。現支配者のオーストラリアからの輸入が、同じ間に大きな下降線を描いているのと、対照的だ。

この様子は、パプア・ニューギニアの数少ない道路が混雑しているのを見ても、一目瞭然だ。新品の乗用車やトラックは、すべて日本製である。

日 本 製 品

店先に並ぶラジオ、カメラ、電卓、ステレオ、台所家庭用品は、ほとんどが日本製だ。

今年初めに、日本は首都にあるアイランダー・ホテル（最近400万米ドルをかけて建てられた）の中に、総領事館を置き、さらにいくつかの常設事務所の場所探しが続けられている。事態は切迫している。

日本は、パプア・ニューギニアとの貿易を徐々に広げている。日本は、パ

プア・ニューギニアの漁業を発展させ、資源に富む沿岸海域開発のために、指導的役割を果たしてきた。しかし、問題は山積みされている。3年かけて、もっともらしい研究が行なわれたが、十分に収益があるマグロ加工産業はまだ作られておらず、従ってプア・ニューギニアとの約束は果されていない。

この“研究”なるもののおかげで、プア・ニューギニアのカツオやマグロ(Skipjack tuna)は、すでにほとんどいなくなってしまったのだ、という非難もある。しかも最近、マグロ缶詰工場を200万米ドルかけて作る計画が、世界経済情勢の見通しが悪化したという理由から、取りやめになっている。

日本のエビ漁船六隻が、不法操業で拿捕され、プア・ニューギニア海域への入漁許可証を取り消された。

プア・ニューギニアの広大な森林に対して、日本が利益を追い求めていることにも、現地は失望している。合弁会社がいくつか発足しており、最近のものではウエスト・ニューブリテン島に1900万米ドルをかけて合弁会社を作ることになっているが、出資金の3/4は日本からのものだ。とすれば、本当にもうかるのは誰か？ これは明白なことだ。

プア・ニューギニアのブルース・ジェフコット天然資源相は、漁業協定締結のため日本へ行き、10日後に帰国したが、普段は空っぽの材木置場に、プア・ニューギニア産材木が山積みされていたのを見て、大変不快になった。

彼は次のように語っている。「日本との材木協定は、現在とは大きく変わるだろう。日本の産業界は混頓としており、木材需要を計算違いしたのか、木材価格を下げるためにわざと貯蔵していたか、どちらかである。」

ジェフコット氏は、将来の木材協定は政府間ベースにすべきだ、とも言っている。

彼の話によれば、日本の紙・パルプの一貫生産会社である山陽国策は、年間2,000万平方フィートを伐採する目的で、マナス島の木材に関する重要

な研究を始めている。

パプア・ニューギニアのための、木材加工プラントが計画中だが、産業として確立するには時間がかかる。その間、日本は緊急に材木が必要なのである。

日本が最も力を入れてパプア・ニューギニアから買っている資源は、言うまでもなく、銅鉱である。政府統計によれば、パプア・ニューギニアから日本への総輸出額は1968/9年度の400万米ドル、1971/2年度の2100万米ドルから、1972/3年度には8000万米ドルに増えているが、銅鉱輸出が、この輸出増加の尻押しをしたのである。

これは、パプア・ニューギニアのオーストラリアへの輸出額である。4600万米ドル、または総輸出額の2億3000万ドルと比べ、大きなものである。

大 打 撃

とはいうものの、日本政府は、ブーゲンビル銅会社が採掘した銅の60%を買い入れる長期契約にサインしたのに、昨年12月にはこれを15%に引き下げてしまった。ブーゲンビルからの収入に多くを依存しているパプア・ニューギニア政府にとって、これは大打撃である。

さらに日本の借款団は、オークテジにあるパプア・ニューギニアで第二番目に大きい銅山の開発に関するケネコット及びパプア・ニューギニア政府との協力から手を引く、と発表した。ブーゲンビル銅会社との契約の際に、同社により多くの利益配分を与えようとした政府が、ねばり強い再交渉したために、日本が手を引いたと思われる。

日本自身の産業に力をつけることが日本の最大の要望なので、日本政府は昨年、次のような研究に参加することに積極的に同意した。その研究は「雪山計画」(スノーウィ・マウンテンズ計画)を小規模にしたもので、ブラリ水力発電計画のために600万米ドルをかける研究である。

ある日本の会社、それはパプア・ニューギニア石油という象徴的な名前だ

が、この会社は最近2000万米ドルをかけて、パプア湾の天然ガス探査を始めた。このパプア湾では、これまでいく種類かのものが発見されたが、商業ベースには乗っていなかった。

日本はカネや機械や新しい方法をつぎ込んでいる。しかし一方、ポート・モレスビーでは、ヒシモト総領事やイトウ・キヨン領事が、資源を食いものにし、人々を搾取している、というパプア・ニューギニアの人たちの怒りのなだめ役になっているのだ。

快いイメージ

ヒシモト氏の批判は受け入れられている。日本政府は搾取しないことを約束し、ヨシダ・ケンゾウ駐オーストラリア大使は「すべての協定は、両国の利益のためにならねばならない」と語っている。

日本政府の貿易統計でさえも、この快いイメージを高めるように意図されているように見える。日本の統計では、二国間の貿易が、まさしく互角のバランスをとっており、パプア・ニューギニア統計局から出された不均衡な数字と、まったく対照的である。

日本側の数字では、1974年のパプア・ニューギニアへの総輸出額は5347万3000米ドル、総輸入額は4101万6000米ドルで、両国間貿易総額は9448万9000米ドルになっている。

しかしパプア・ニューギニア側の数字では日本への輸出額は8144万ド、総輸入額は3,800万ドルである(1973年6月末までの1年間)。

期間の決め方の違いが、この数字そのものよりも、多くを雄弁している。日本の公式データでとる期間は、パプア・ニューギニアのそれよりもずっと早い時期のものだ。

パプア・ニューギニアは、高度に発達した北の隣人によって、経済的脅威を受けている、とは自分では思っていない。開発を続けることはパプア・ニューギニアでは絶え間なく新しい富を見つけることであり、そして経済圧力

は日本の消費社会の新たなるニーズをたえまなく黙示するものである。

ピロードの手袋

パプア・ニューギニアのマオリ・キキ外務大臣は、おそらく25万ドルもするであろう拿捕された日本漁船の返還要求に僅か1万ドルで決着をつけたが、それは“ピロードの手袋”という柔軟な姿勢を示すものだった。

「こんな僅かな額で決着をつけたのは、政府が日本との友好関係とくに経済協力の分野での友好関係を取りつけることの重要性を示すためだったのである」と大臣はいった。しかしこのことが将来の先例と見なされては困るとつけ加えた。

もっと頻ばんに鉄拳がふるわれてもいいのは独立後のことであるのかもしれない。約束を破棄すればもっとも重い刑が課せられることを日本人は知らされるようになってきている。

日本は、国の開発でパプア・ニューギニアへの援助をしばしば申し出た。パプア・ニューギニア人は、取引きよりも友好善隣の方が両国を益するとのハッモト氏の示唆を監視し、彼の希望の実現を待ちのぞんでいる。

(STRAITS ECHO-MALAYSIA, 1975. 4. 12)

(5) 消費者保護庁30対10で下院委員会を通過

ワシントン発 7月18日(AP)

下院運営委員会は、今日、政府の政策決定に消費者の声を代弁するところの連邦政府の独立機関を設ける法案を承認した。投票は30対10。

消費者保護機関をつくる同じような立法は、過去数回にわたって下院を大差で通過したが、上院で議事妨害のため窮地に陥入った。

下院の同法案支持者たちは、上院が既に上院案を通過させたのだから今年には下院でも通るだろうと楽観している。

提案されている保護庁は、消費者を直接圧迫する問題に関する政府機関の諸活動に介入することができる。保護庁はまた消費者苦情もとりあつかうことができる。

しかしながら、同立法はフォード大統領の拒否権にあいそうだと一般的には思われている。

上院は5月に独自の案を通した。上院案と下院運営委員会の承認をえた案との基本的なちがいは、農産物に関するものが上院案には入っていない。つまり上院の南部の保守的議員が同法案に反対し議事妨害をすることがないようにするため、農産物に関するものを上院では入れていない。これが上院案と下院案の大きなちがいだ。

調査票にあられた保護庁の支持

ルイス・ハリス調査によると、わずかな開きで、アメリカ人は連邦政府に新しい消費者保護機関を設立することに賛成している。木曜日(17日)に発表された同調査結果によると、インタビューに答えた人々の61%が、“自分たちの買う製品の品質と信頼性についてもっと監視する必要があると思う。”といているが、誰がその仕事をすべきかは不確かだ。

調査対象の44%は消費者の利益を守るための何らかのタイプの政府機関

を望んでいるが、41%は反対している。調査票には全国の各階層の1,478人の成人が関係している。45%の人は、超党派消費者活動機関なら、製品の品質と信頼性について消費者に代って、監視し情報を公開することによって「非常に有効な仕事」をするだろうとのべている。

(6) 大統領拒否権発動か？

Jack Anderson

Les Whitten

ワシントン・ポスト 7月18日

信頼できるホワイト・ハウスの議事録によると、フォード大統領は消費者保護庁設置法案に拒否権を使うことを決めた。

提案されている保護庁は、さまざまな連邦政府取り締り機関や政策決定の諸委員会で、消費者サイドに立って発言、主張を行うものである。上院はこの新しい庁の設置を既に承認し、下院はそれに従うものと期待されている。

然し共和党議員の主だったものとの戦略会議で、大統領は「私はそれに反対しつづける」と語った。

上院のジョン・G・タワー議員（共和党、テキサス）は、「われわれは上院で拒否権を支持しつづけるだろう」と自ら進んで説明した。

信頼すべき議事録によると、大統領は、とりわけ、消費者保護庁を新設すれば向う3年間に6,000万ドルの費用のいることに反対したといわれる。大統領は、大統領の消費者問題補佐官のヴァージニア・ナウアー女史が、「各機関がすぐれた消費者保護課をもっているのを見てまわっている」ので、「特別に新しい機関」は「必要ではない」と考えているが、唯一人共和党議員で消費者保護庁の必要を訴える声があった。フランク・フォートン議員（共和党、ニューヨーク）である。彼は「考えを変えていただきたい」と大統領に再考を促した。提案されている保護庁は消費者のためにワシントンでいままでよ

りもっと有効に闘うことができるだろうと熱心に主張した。「基本的に、保護庁の機能は消費者の見解を提出することにある。大統領はそれに拒否権を使わないようにしていただきたい」と彼は言った。

大統領は彼の訴えをしりぞけ、「私は確固たる信念をもっている。新しい計画は必要とさるべきでない」と。

ジョン・N・アーレンボーン議員（共和党、イリノイ）が相づちを打った。「私は大統領の意見に同意します。人々は支払能力以上に政府に税金をますます多く払うようになったと思っている」と。

下院共和党員リーダーのジョン・J・ローデス議員（アリゾナ）は、「アーレンボーン議員に同意します。私はアメリカ人が新しい機関を欲しがっているとは思いません」と。

「共和党の代案はあるのか？」と下院共和党会議委員のジョン・B・アンダーソン議員（イリノイ）はたずねた。

ロックフェラー副大統領は、消費者に代って介入する司法長官の権限が大きくなりすぎ、「あまり実際には消費者に役立たなかったような数多くの訴訟にわれわれは釣り込まれてしまっただけのことだ」と主張した。

大統領はロックフェラー副大統領に同意し、「消費者保護庁をつくっても実際には連邦政府機関の機能をおとすことになるだろう」と言った。

「私は議会の議事録で異議をとる」と上院のカール・T・カーティス議員（ネブラスカ）は云い放った。

フランク・ホートン議員は孤立し押し切られてしまった。

海外の市民活動 No. 2

1975年8月22日発行

編集 海外市民活動情報センター

編集責任者 野村 かつ子

発行 (財)大竹財団

〒104 東京都中央区京橋1-2

セントラルビル9階

電話 (03)272-3900

郵便振替 東京 9-60834

振込銀行 協和銀行八重洲通支店

口座名 財団法人 大竹財団

当座 No.402400

会員配布